

平成24年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成24年11月7日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時01分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

認定第 1号 平成23年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成23年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成23年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成23年度士別市病院事業会計決算認定について

散会宣告

出席委員（19名）

委員 岡崎 治夫 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員長 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 小池 浩美 君

委員 井上 久嗣 君

委員 田宮 正秋 君

委員 山居 忠彰 君

委員 神田 壽昭 君

委員 十河 剛志 君

委員 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

副委員長 国忠 崇史 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

委員 遠山 昭二 君

委員 斉藤 昇 君

事務局出席者

議会事務局長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主幹 岡 崎 忠 幸 君

議会事務局
総務課主任主事 榎 木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅 利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(丹 正臣君) おはようございます。

決算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。
これより本日の委員会を開催いたします。

委員長(丹 正臣君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

伊藤隆雄委員、谷口隆徳委員を指名いたします。

委員長(丹 正臣君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りをいたします。初めに、付託されました平成23年度決算認定12案件について一括して総括質問を行い、その後、平成23年度決算について各会計ごとに内容審査を行うことといたしたいと思います。

なお、内容の説明聴取は省略させていただきます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます

よって、委員会の進め方についてはそのように決定させていただきます。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りをいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで、ほかの委員の発言を御遠慮していただきます。質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法についてはそのように決定いたします。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された委員は7名であります。あらかじめ決定しております順序に従い総括質問を行います。国忠崇史委員。

副委員長(国忠崇史君) おはようございます。

通告に従いまして総括質問を行います。

2つのテーマがありますが、まず第1のテーマが東日本大震災への対応についてであります。

昨年の3月11日という日付を今さら上げずともわかりますけれども、本市では被害のなかったと言いたいところですが、栃木県での出稼ぎから帰る途中で仙台市近辺で津波に巻き込まれた市民がお2人お亡くなりになりました。私からは改めて金山敏彦さんと石川利夫さんの御冥福をお祈りいたします。

さて、昨年度はこの大震災へのいろいろな対策がとられたわけで、決算を見ましても、その中に土別にコラッセ夏学校の実施費用だとか、今お話ししたお2人の遺族への弔慰金など含め

てさまざまな手段で支援を行ってきたわけであります。ところが、残念ながら日本政府のレベルでは、19兆円の復興予算と称して、何の被災もしていない大企業の工場立地に補助金をつけたり、被災地から遠く離れた地方に流用されたりと、いい加減な施策が暴かれています。本市ではそんな事実はないと思いますが、被災地、それから被災者への対応は、主にその都度補正予算で行ったことでもあって、改めてこの場で全貌をつかむ必要があると思います。ですので、この機会に大震災関連決算をおさらいしてみたく思います。私からは大きく分けて3点ほど伺います。

まず、公営住宅の提供について幾つか伺います。

被災17都県から本市への避難、移住された人数と、その方たちにどの住宅を提供したのか、実績をお伺いします。それから、その方々に什器とか家具などの生活用品の提供はあったのでしょうか。更に、避難されてきた方々に家賃や水道料金及び下水道使用料については6カ月間全額免除ということになっていますが、免除額はどの程度になったのかお知らせ願います。

委員長（丹 正臣君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） 私のほうからは、震災による避難状況、それと避難された方に対する家具類等の提供についてお答えをさせていただきます。

まず、昨年の震災以降、土別に避難してこられた方につきましては、総体で8世帯18名となっております。県名で申し上げますと、宮城、岩手、福島、千葉、栃木、群馬の6県からいらっしゃっております。現在であります、宮城県、岩手県、栃木県の3県の方が、4世帯8名の方が今なお土別市で避難ということになってございます。

また、家具等の提供につきましては、御要望のあった世帯に対しまして、カーテンですとかテレビ、ストーブ、洗濯機、什器類等々の電化製品を含めまして提供をさせていただいているといった状況にあります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 土田建築課主査。

建築課主査（土田 実君） 公営住宅の提供の実績につきまして、被災17都県のどこから来たのか、人数、提供住戸について説明させていただきます。

受け入れ実績としまして、平成23年5月20日に東山団地へ栃木県鹿沼市から避難された4人世帯の御家族、平成23年8月1日に北部団地へ宮城県多賀城市から避難された単身の方の2世帯の受け入れを行っております。

引き続きまして、家賃、下水道使用料等の減免の状況について御説明いたします。

家賃の減免は、2世帯の合計が25万9,870円、水道、下水道使用料の減免は2世帯の合計が7万7,206円となっております。家賃及び水道、下水道使用料の総額で33万7,076円の減免額となっております。

以上になります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 総務課長の答弁の中で、全体で8世帯18名の方が来られて、それそのうち4世帯10名の方がまた戻られたとか、士別市からまたほかのところへ行かれたという認識でよろしいですか。

委員長（丹 正臣君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） はい、おっしゃるとおりでございます。現地のほうでまた戻って生活できる体制が整ったり、そうした方が随時帰られている状況にあります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） それは幸いだったと思います。

では、次に三望台団地の件をお聞きします。

士別市からの情報によりますと、この公営住宅の提供ですが、主に朝日の三望台団地を提供というふうに承っているんですけども、今建設水道部のほうから、実際に入居したのは東山団地と北部団地に1世帯ずつということだったんですが、三望台団地を提供するというふうには話があったんですけども、だれか実際に入居した実績はあるのでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 土田建築課主査。

建築課主査（土田 実君） 三望台団地につきましては、受け入れの実績はございません。

以上になります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 昨年、経済建設常任委員会で三望台団地を視察させてもらったんですけども、やっぱり住宅の状態が万全とは私も言えないと思いますので、できれば私はやっぱり交通の便のいい、なるべく新しい住宅を提供してほしいと思います。なぜかというと、皆さん震災の津波の映像を繰り返しごらんになったと思うんですけども、車が流されているんですよ。人が流されているところはちょっとテレビでは放映できないので、テレビではどうしても車が流されているシーンが多かったんですけども、津波の被災地に行ってみると、やっぱり自家用車を失った人がとても多いわけですね。そういったところを留意するには、やっぱり交通の便のよい立地にある住宅を士別市としては提供していくということで、去年の6月議会で雇用促進住宅はどうなのかということを改めて聞いたわけですけども、その交通の便のいいところを提供するということについての市の見解は、どんな見解をお持ちでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 土田主査。

建築課主査（土田 実君） 交通のよい、立地のよい住宅提供につきまして、現在避難されている方の受け入れ住宅としまして、すぐに入居できる住宅として三望台団地12戸、東山団地1戸の合計13戸を準備しております。士別地区の確保数が少ない状況ですが、公募のお知らせに東北地方太平洋沖地震関連で被災された方の一時避難を含めた受け入れに伴い、公募内容を一部変更になる場合がありますので御了承してくださいとお知らせしておりますので、士別地区の空き住戸がある場合は、避難受け入れ住戸として確保できる場合もあり、受け入れの要請があ

りました場合は、避難してこられる方の要望にできる限りこたえられるよう準備しております。
以上になります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 私も何度か子供を連れて被災地、主に岩手県のほうに3回ほど行きましたけれども、まだ仮設住宅で暮らしている方々も5万世帯ほどいるというふうに言われているんですね。やっぱり土別市としては、よい条件の移住先を提供して名乗りを上げてほしいというふうに心から思いますので、今後とも公営住宅については、いいところを提供するというところでお願いしたいと思います。

2点目は、続いて義援金や支援物資等の管理と配分について伺います。

義援金はいろいろなルートで集められたんですね。御多分に漏れず私も市議会議員会とか、かかっている保育園でも被災地の保育園にカンパしたりとか、いろいろなルートで皆さん拠出されたと思います。ところが、震災後しばらくしてから週刊誌などで報道を見ると、いわゆるこういう寄附の名門である日本赤十字社ですら、被災地や被災者への配分が一向に進まないということで週刊誌から批判されていましたよね。とうとう現地の避難所では、直接封筒に入れた現金を配る人まで出現したわけでありまして。

お聞きしますけれども、本市で市として集めた義援金だとか、あと社会福祉協議会として集めた義援金の額、それから配分先についての総括を承っておきます。そして、現実に被災者の手元まで義援金が届いたというのは、何月何日に届いたというふうに把握できるものなんでしょうかね。その点もお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 玉田総務課主査。

総務課主査（玉田 悟君） お答えいたします。

まず、市が支出した500万円の義援金についてなんですけれども、こちらは日本赤十字社に23年3月に振り込んでおります。次に、市を窓口として寄せられた義援金の額なんですけれども、平成24年10月31日現在で1,174万9,777円となっております。社会福祉協議会に寄せられた義援金は、この市が窓口となった義援金も合わせますと、同じく10月31日現在なんですけれども、3,078万2,710円となっております。

これらの義援金につきましては、共同募金会を通じて集約されております。その集約の状況につきましては、まず市が設置した募金箱に寄せられた義援金につきましては、一定の金額が集まり次第、社会福祉協議会に届けております。また、直接市に寄せられた義援金につきましては、随時こちらでも社会福祉協議会に届けております。これらの市から社会福祉協議会に届けた義援金、それから社会福祉協議会に寄せられた義援金は、随時北海道共同募金会の土別市会に届けられております。この土別市会では、一定の額が集まり次第、北海道共同募金会に送金をし、その後、北海道共同募金会からは、月に一度取りまとめて中央共同募金会のほうに送金されております。中央共同募金会や日本赤十字社が全国から集約した義援金につきましては、北海道においては、北海道からそれぞれ市町村を通じて被災者に配分をされております。土別

市におきましては、平成23年8月4日に初回の配分金が被災者の遺族に送金されて以降、6回にわたりまして義援金の配分が行われています。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 結局、最終的に被災者まで義援金が届けばそれはいいんですけども、非常にその間にいろいろな、悪意があるわけじゃないんですけども、やっぱりいろいろな組織が共同募金会にしても何段階か入るということで、なかなかすぐには届かないということがあったのかなと思うんですね。

先月、経済建設常任委員会で千葉県習志野市を視察したら、やっぱり液状化被害があって、習志野市独自の義援金をつくったと。要は、みんな義援金を入れるんだけど、それはいわゆる東北のほうに全部行っちゃうので、地元の液状化被害へのカンパができないというようなことで、直接地元で義援金を制度をつくったと、市民の声でつくりましたというふうに習志野市で言っていました。なかなかこの義援金システムも、これからすぐに、なるべく早く被災者に届くように工夫していきたいものだと思います。

次に、お金ではなくて物資の件なんですけれども、これはおむつだとか缶詰、ティッシュペーパー等7品目に特定して集めていたと思います。これらの支援物資はその後どのようなルートで、またこのだれに配分されたというふうにわかっているものかどうか、総括を願いたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 玉田主査。

総務課主査（玉田 悟君） お答えいたします。

市と社会福祉協議会が集めました支援物資につきましては、その品目と数を申し上げますと、幼児用おむつが1,537枚、尿取りパッドを含む大人用おむつが4,321枚、箱ティッシュが665箱、トイレットペーパーが1,028ロール、ノートが295冊、缶詰が15缶、インスタントラーメンが3,024食、下着類が11枚、生理用品が50枚、上白糖が600キログラムとなっております。これらの物資につきましては、北海道を通じて被災地へ送られました。また、これら以外に、市内の介護施設や民間団体からタオルケットですとか消臭用のケナフ炭が土別市を通じて、こちらは被災地に直接送付されております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） それだけ市民の善意が集まったということですから、被災地にしっかりと渡ったことだと思いますので、今後とも被災地のことを思いながら、皆さん暮らしていきたいと思います。

震災対応の最後ですけども、ちょっと気になったのが、パニック的な消費行動というのが起こりがちだということです。これは3年前、2009年に新型インフルエンザがはやったときに、はやるというか、日本に上陸するとか言っていたときにマスクが売り切れたりとか、関西地方

が特に最初に感染者が出るということで、こぞってマスクをしていたから、土別からも買って送ってくれやという、関西に知り合いがいる人は送ってくれやなんていう依頼があったりとか、いろいろ大変だったんですけれども、今回の地震でも、震災後の一時期、乾電池だとか懐中電灯、そういった防災用品が品薄になったり品切れになったものです。被災地への供給を優先するから、品薄になるんだというならわかるんですけれども、実際ごく一部の、本当にごく一部の市民なんですけれども、買占め行為も見られました。市としてはそうした行為を黙って見ていたというわけではないと思うんですけれども、まずこういった買い占めなどの現象をどの程度把握していたのか、伺っておきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 青木総務課主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

買占め等の現象についてでございますが、本市におきましては、介護施設で一時期紙おむつの調達が困難となった事例がございます。こちらにつきましては、支援物資として先ほど報告したとおり、大人用おむつが4,321枚寄せられたということも影響したのかもしれないんですが、そのような状況もございます。

あと、店頭におきましては飲料水など生活物資が品薄になるなど、震災に伴う流通物資の減少であったり、委員お話の被災地などへ住む家族への支援のための物資購入による影響があったことと把握しておる状況でございます。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） ありがとうございます。

本当に私が見聞きした範囲ですけれども、そういったちょっと悪意があるのかなというような買占めもないわけではなかったんですけれども、いろいろ見ていると、こういう例もあるんですね。首都圏に息子とか娘家族がいて、一時、東京の金町浄水場から放射性物質が検出されたなんていうことがあって、要は首都圏にいる子供家族にミネラルウォーターを買って送ると、そういった消費行動もあったのですよね。それはいわゆる親心的な行動なので、一概にはそういうことが悪いというふうには言えないと思うんですけれども、ただやっぱり今回の震災での物不足というのは、そんなに長く続かなかったからよかったですけれども、もっと深刻な事態があった場合、やっぱり市民の利益とこういった買い占め行為が矛盾してくるということもあり得ると思うのですよね。

やっぱり土別は自然災害が少ないですけれども、そういったパニック的のうわさや、それからあおりがあって、こういう物が不足するといったときの扇動からは無縁ではないと思うんです。ですから、こういった消費行動だとか備蓄するための行動がパニックに陥らないためにはどんな方法が今後考えられるのか、市として対策として考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 青木主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

災害時の大量購入につきましては、委員お話のとおり、規制することができません。しかしながら、必要以上の物資の購入を控える、いわゆる節度のある行動をお願いするといったことであつたり、あと各家庭におきましては、常日ごろから3日から1週間程度の生活飲料水の確保的なことを日常的に備蓄を行うといったことで緩和することができると考えております。

今後の防災啓発におきまして、防災訓練のとき、あるいは防災に係る講演会などを開催するときにあわせ、あらゆる機会を通じてこういった取り組みを随時呼びかけていくことで対応したいと考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） では、震災の件はこれで終わります。

では、2つ目のテーマに移ります。

2つ目のテーマは、路線バス運行への補助と運賃への助成についてであります。

10月30日の子ども議会でも糸魚小学校の児童から、要は朝日から土別へ来る運賃が高いというお話が出ておりました。市長の答弁の中で、私がかねてから主張しています公共の乗り物は子供の社会性だとか公共マナーを養う場でもあると市長も認識を示されておりましたので、私もそれを聞いて意を強くしましたけれども、実はもう一つ大事なことを市長に言っていただきたかったです。それは、同じ路線バスでも市内循環路線は安いということなんですよ。そのことを子供たちに知らせて、乗客の絶対数をこれから増やしていきたいと。

ですから、繰り返しは、こういふふうに市長に言っていただきたかった。小学生の皆さんはみんなて誘い合ってバスに乗りましょうと。温根別線や朝日線は確かに運賃が高くて悩みの種ですけれども、市内循環バスは子供料金、片道80円なんですよ。例えば水郷公園のそばに住んでいる子が西條に買い物に行くとしたら。冬なら内回り、外回り両系統ありますから、それがおのおの30分置きにあるので、水郷公園から西條に行くのは、実は都合15分に1本なんですよ。15分に1本あって、片道80円というのは、これはかなり都会のバスに比べても安いんですよ。そういうふうに市街地の小学生がいた場ですから、そのように言っていただきたかったなと思いつつながら、市長の子ども議会の答弁を聞いておりました。

それで、ここでは昨年の路線バス運行への補助や委託料について、3つほどお伺いします。

1つ目は、今言った小中学生バス料金の無料化実験です。

これは1年間昨年度実験してみて、一体どうだったのかと。総利用数など全体の実績を伺います。また、特に私が聞きたいのは、想定している方向と逆である、市内の中心部の子が農村部へ向かう利用というその実績を知りたいと思います。これは、去年の9月の本会議で相山副市長から、利用数の約1割は市街地から農村部へいわゆる逆方向の利用をしているというふうな答弁がありましたけれども、1年間結局そういう割合で推移したのかどうかと、そこまでお伺いしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 中峰企画課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

小中学生の料金無料化実験の結果ですけれども、全体といたしましては延べ526人の児童生徒が利用をされました。内訳といたしましては、小学生が233人、中学生が293人ということで、これらを学校別に見てみますと、小学生では糸魚小学校の児童が6割を占め、次いで中士別小学校が15%ほど、そして上士別小学校が11%といった状況でした。また、中学生では、朝日中学校が69%、次いで士別中学校が16%、そして上士別が8%、温根別が7%と、こういった状況になりました。

この利用の状況で年間通して実施しましたので、どの時期に多かったというところも分析を試みたんですけれども、結果的には小学生では8月と10月、中学生では5月と3月というように数字上はなりましたが、こちらについては利用状況を細かく分析できるようなデータではないということで考えております。なお、この中で9月と1月についてはバスウィークも実施をしておりますので、そういったところのこともありますので、データの詳細の分析はできないと考えています。

その中で、特に御質問のありました中央市街地地域の子供さんたちが郊外部にどの程度利用しているかということで、これも細かくは把握できませんが、各学校ごとにこれは無料券がわかるようになっていきますから、そこから実際の利用を分析しますと、士別小学校が9人、南小学校が18人、西小学校が2人と。中学生では士別中学校が43人、南中学校はどなたもいらっしゃらなかったということに結果的になりました。今、士別中学校43人と申し上げましたけれども、この数字のうち6割に相当する、実数としては26人なんですけれども、中士別で乗降しているということから考えますと、これはこの地域に住んでいらっしゃるお子さんなのかなというふうに推測をされます。したがって、市街地在住の生徒としては17名程度ということになるかと思えます。

なお、今全体申し上げました数字というのは、これはあくまで延べ人数でありますから、往復で利用されることが多かったりしていること、あるいは同じお子さんが利用されているケースもあると考えますと、実際の数字としては半数以下、人数としてはそういった状況になるかと思えます。

今回の無料化実験、これはこども夢トークでの子供さんの声ということにこたえる形で試験的に取り組んだものでありますので、そんな中では子供たちの高額と言われるバス料金、これを無料化することで、特に郊外部に住む小中学生を中心に、それらの子供さんたちの活動範囲を拡大したいと、そのことによって社会性や自主的な行動力をはぐくむといったところを主題にした経過がありますので、結果的には市街地から郊外部への利用ということは少ない状況でしたし、市街地に住む子供さんにとっては、郊外部の子供さんに比べるとバスの利用機会も実質的に少ない、そういった状況があるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 小中学生、大部分を占めるのは、要は市街地の学校に行っている子なんですけれども、その子たちにも無料化実験のチラシは、プリントは配られるわけですから、やっぱり配られても、ああ、これはもう農村部の子のことだから関係ないだでなくて、例えばこれを使えば日曜日に朝日のスキー場に行けますよと。朝日のスキー場にちょっと、ふだんは日向で滑っているけれども、朝日のスキー場にこれで無料バスで行ってみたいとか、親が例えば朝日のスキー少年団に送っているところを、ちょっと1回バスで行ってみたいとか、そういうふうに市街地の子供にも利用してほしいんですね。

だから、この政策、私も支持していますけれども、やっぱり公平性の問題もあって、市街地全体の子供にぜひ一度は利用してほしいと思うので、その点改善を含めながら、ちょっともう一つ聞きたいと思うんですけれども、先ほどの子ども議会でこの無料化実験ですね、無料化かどうかわかりませんが、近いうちに似たような事業をまた実施するというようなことを市長がほのめかしておられましたけれども、こういった形態で実施していくのか。とにかく本人、子供の費用負担が少なく、なおかつ乗客増につながる施策を期待したいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

委員長（丹 正臣君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） ただいま、バス料金の関係、今委員のほうからお話ありましてとあり、バス料金の負担軽減策につきましては、今委員のほうからお話あったように無料化、そのほかにワンコインですとか半額など、さまざまな方法が考えられるところであります。

当面の対策としましては、まずは例年実施しております冬休み中のバスウィークの期間拡大を検討したいというふうに考えているところであります。例年バスウィークでは、すべての路線を対象に無料で利用できるようにすることでバスに親しんでもらうと、まずはバスを利用させていただくというきかけづくりの取り組みが大切かというふうに思っております。この冬休みにおいては、これまで2週間を期限として実施してございましたけれども、この期間を拡大する方向で検討したいというふうに考えております。更には、来年度を含めたその後におきましても、半額やワンコインなどを含めた適正な料金負担のあり方についても検討を進める中で、子供たちが真に社会経験を積む機会、これは社会マナーを含めてでありますけれども、そういった社会体験が重要でありますし、そういった中で負担を軽減しながら、持続可能な方法を今後検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） とにかく小中学生全員とその保護者も含めて、一度はやっぱりバスに乗ってみると。一度も乗っていないと、何かバス走っていても、へーみたいな感じですね、どうも自分たちの税金も使っているのに、無縁の存在ということではないですから、やっぱり1回は乗るといような施策をお願いしたいと思います。

ちょっと確認なんですけれども、今答弁されたふうには実施した場合、市街地についてはどうなるのかということなんですけれども、バスウィークを拡充ということであれば循環バスも無料に

なるから、逆転現象ではないということによろしいですか。

委員長（丹 正臣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 今、郊外部を無料化などにした場合、市街地区間と逆転現象が生じないのかという御質問かと思えます。現状としましては、郊外部の路線を利用した場合の運賃が高額になるということから、その対応策を軸に、基本的には全路線を対象とした取り組みをすることによって、この逆転現象が発生しない仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 了解しました。

バスの2点目なんですけれども、土別軌道に運行委託している中多寄線ですね、これが非常に赤字が膨らんでいると。ここ4年間見ましても、大体年間1,500万円だったのが1,700万円、昨年度の決算ではもう1,800万円近く赤字が膨らんでいます。ほかの温根別線だとかより赤字額が一けた多くて、これの原因ですね、いろいろ考えると、風連までですから、運行路線も長いし、道北バスとかJRと一部競合していますよね、土別駅から多寄駅までは。それから、日曜祝日も運行していると。温根別、武徳線は日曜祝日は運行していないですからね。そういったところが考えられますけれども、そのほかに赤字が膨らんだ要因というのは何かありますでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、国忠委員のほうからお話ございましたとおり、他の路線と比べまして赤字額が非常に大きいということの原因といたしましては、これはやはり路線延長が長い割に利用者数が少なく、収益性として非常に低いということの理由にほかなりません。実際にその数字の中身を申し上げますと、年間の走行距離といたしましては、およそ8万6,000キロということで、これは朝日線が年間11万6,800キロほど走っているわけですが、これに次ぐ長距離区間であります。これに対しまして、運賃収入と営業外の収益、これを合わせた経常的な収益としては、朝日線の11%にしか及ばないというような状況になっているのが現実でございます。

また、現在は西3号から日向温泉までという区間については休止ということで、これは日向温泉のリニューアルに向けて休止していますけれども、23年度におきましては、この日向温泉の利用促進ということもありまして、この温泉前での乗降されるお客さんについては無料ということをやっていますので、仮にこの温泉、スキー場の利用をされる方については、もうそこで運賃収入等が発生しないということでもありますから、そういった意味も含めまして運賃収入を見込めない区間に近い状態ということもあわせて言えるのではないかとというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 年間8万6,000キロと、すごい距離を走りますよね。その長い距離を走るバスの問題なんですけれども、ちょっとバスマニアには有名というか、ここの路線ですね、非常に古いバスが走っているんですよね。1982年式、日野というメーカーありますよね、日野RCという老朽化したバスの車両が走っていると。私自身は全然そういう古いバスは嫌いではないんですけれども、ただですよ、来年2月1日に日向保養センターがリニューアルします。テープカットだとかあると思うんですけれども、例えば朝の10時にテープカットすると、例えばですよ。それで、そのときに土別駅前から中多寄線のバス、一応従来どおりだと10時8分に到着するんですよね。10時8分に到着するバスが非常に老朽化して、またなおかつ乗客が乗っていない、あるいは1人、2人、そういう状態でリニューアルしたときに、古いバスがいわばよろよろと保養センターの前に来るというのは、リニューアル後の経営という意味でも私は意気が上がらないと思うんですよね。ですから、中多寄線に使っているバスの老朽化ということについてちょっと私は考えてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、委員のほうからは、中多寄線については1982年製のバスというふうなお話がありました。この車両も実際に走っていることもあるんですけれども、バス車両については、この路線はこのバスと完全に特定しない場合もございますので、そういった中で若干車両を入れかえながらというケースもあります。

それで、現在ですけれども、現在は中多寄線に使用している車両というのは、平成元年製のバスを使用しています。確かに平成元年ですから、もう二十数年たっているということで新しくはないわけですけれども、実はバス事業者である土別軌道さんの所有されているバスをお聞きしますと、どの車両ももう20年大体経過する、路線に関してはそういった状況になっているということで、決して中多寄線のみ古い車両を使っている状況ではないということでお話を聞いております。

バスは非常に車両価格が高く、なかなか新車導入というのは難しいという現実もありますし、平成22年3月にはハイブリッドバスを導入できましたけれども、これも環境面の配慮ですとか、あるいはバス事業計画というものに基づいての国の事業という補助がありましたので導入できたということです。中古に関してもなかなか球数が少ないと。特に程度のいいものがないということで、そういった状況で更新が難しいというような話をお聞きしていますので、車両が古いということについてはそういった状況であることで御理解いただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） テープカットのときだけハイブリッドバスを持っていくわけにもいかないので、ハイブリッドはハイブリッドで市内循環線を立派に走っていますので、本当に悩ましいところだと思うんですよね。

この公共交通、土別市地域公共交通活性化協議会の連携計画がありますよね。このレポート

でも触れられているんですけども、バスというのは情報伝達媒体としての車両の活用ができるというふうに書かれています。つまり、私なりに考えると、バスの車体の広告媒体としての有効性は大きいと思うんですよね。ですから、例えばバスにラッピング広告をする。ラッピングというのはパソコンでデザインして、バスに大きなシールを張りつけるように広告できるんですよね。要は手で塗るような広告じゃなくて、ラッピングということができる。これは実績があって、法務省人権擁護局の人権イメージキャラクター人KENまもる君・人KENあゆみちゃんのラッピング広告を土別軌道でもやっていたことがあります。経費もバス車体全部覆えば500万と言われてはいますが、そういった広告媒体としてちょっと使ってみてはどうかと。

それで、やっぱり日向保養センターと、それからスキー場、夏はスキー場はないので、夏場は日向保養センターと森林公園ですね。そういった広告がラッピングされたバスが土別から風連まで走ると、国道も走ると、40号線も走る。そうすれば、非常に沿道の人たち、それからドライバーへのビジュアル効果は大きいし、入浴施設がリニューアルオープンしたよと満天下に知らせていくには、このバスの車体広告というのが一番適しているのではないかなと思うんです。やっぱり赤字が大きいですから、それでまた赤字を増やすんじゃなくて、これは宣伝費という意味でしっかりとそういった車体広告ということも考えてみてほしいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

お話ありましたように、バスの車体に広告を掲載して、要は走る広告看板として扱うということは、これは今お話ありました連携計画でも車内の広告掲示ということを入れているわけですが、この車内での広告物の掲示と同様に、古くからバス事業者が事業外収入としてこれは取り組んできています。特に多くの人目に触れるというところで効果を発揮するというところで、都市部においては多くの路線バスでもそういった広告が見られるところでありまして、本市におきましても、かつては多くの広告が窓ですとか車内、そういったところにも掲示をされてきました。しかしながら、最近は大きくこれが減少しているというような状況であります。

広告の掲示に関しましては、これはほかの媒体と同じですけども、広告掲載の依頼主である企業や事業所、これが広告宣伝主として費用を支出して、バス事業者に対してその費用と効果、これが折り合うという判断になればそういったものを依頼して、実際に広告を入れた車両が走るということになりますから、そういった意味では、実現は費用と効果が見合えば不可能ではないと考えられるところであります。

しかしながら、中多寄線ということに関して申し上げますと、主に郊外部を走行しております。市街地を走る路線に比べますと、広告の効果はあまり高くないのではないかなということも考えられるとともに、先ほども申し上げましたが、路線に対してバス車両を特定しておりませんので、そういった意味で、ラッピングしてしまいますとほかの路線に使えないとい

うようなこともあるのではないかとということもあります。

いずれにいたしましても、そのバスの車両に対するイメージアップ、そういったこと、あるいはPR効果というのも一つの方法ではあると考えられますけれども、潜在的にバスの利用者が多い地域でないと、その利用増になかなかつながらない側面もございますし、特に広告宣伝ということでは、本市の場合でいきますと市内循環、実際に一部のお店がシールによる広告を出していますけれども、そういった効果を期待できるかどうかということもあります。そういった意味では、これは事業者側なり、それは広告を出す側の判断ということになるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） ぜひラッピング広告の件も考えて検討していただきたいと思います。

ちょっと矛先を変えますけれども、教育行政のほうですね。教育行政は、要は日向スキー場を管理しているんですけども、2月1日以降、この中多寄線のバスがまた日向保養センター及びスキー場のほうに経由しますので、ぜひ2月1日以降は学校教育のほうでも、バスで行こう、スキー場に友達同士でバスで行こうよというふうにしかりと児童生徒たちにPRしてほしいと思います。これについては何か方策を考えていますでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 古川生涯学習部次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） お答えいたします。

日向スキー場の利用状況といたしましては、毎年11月23日にオープンし、12月から1月をピークに、2月に入ると利用客が減少する傾向にあります。積雪も多く、また雪質も良好な状態にあります。このたび日向保養センターのリニューアルにより、もとの食堂の跡がゲレンデとして若干広がるとともに、食堂に入りやすくなります。ロビーとトイレもスキー靴のまま入れることができるようになるなど、スキーヤーにとっても利用しやすい施設になります。日向保養センターのオープンに合わせて、2月1日から無料バスが再運行することを機会に、公共交通機関であるバスの利用促進を図るよう、小中高生を対象に時刻表を掲載したバスの利用PRをあわせて、2月に入っても日向スキー場を多くの方々にご利用していただけるような、周知するようなチラシを配布していきたいと考えています。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） ぜひ小中高生にPRして、乗り場も土別駅前、あるいは6丁目、それから4丁目、北1丁目とかとありますので、乗り場もぜひPRして配ってほしいと思います。

バスの件の最後ですね、ちょっと十勝バスというところの例を紹介したいと思います。

北海道新聞の10月21日付なんですけれども、1面に載りました。十勝バス40年ぶりに増収、地域密着、客戻ったということなんですけれども、十勝バスはどういうことをやったかという、結構有名になっているんですけれども、要は戸別訪問したと。バスの走る沿線の家庭を、

要はバス会社の役員初め従業員が1,000戸以上を訪問し、問いかけを重ねた。そうすると、住民からは、バスは前から乗るのか後ろから乗るのかわからない、整理券って何ですかなど、素朴な答えが返ってきた。それはそうですよね、乗ったことない人は整理券って何ですかと思いますよね。やっぱり乗り方さえわからないと。そういう人たちを一人一人掘り起こして、やっと40年ぶりに増収して黒字になったと。補助金含めて黒字になったと。やっぱりそういう経営努力も必要なんだというふうに前から言っていますけれども、こういったバス会社も含めて、バス会社や行政が頑張ればバス利用は伸びるんだというふうなこういう実績を見て、土別市としての受けとめはどうでしょうね。

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

ただいまお話のございました北海道新聞10月21日の十勝バス、大変新聞紙上でも触れられておりますとおり、斬新的であり、また非常に積極的な取り組みではあったのではないかとこのように評価をしているところであります。

十勝バスは、以前からデマンド運行ですとか、あるいは商店街とのタイアップ事業ですとか、そういった取り組みもさまざま進めてきている会社でありまして、これは業界の中でも特に先進的な事例を有するバス事業者として広く知られています。ただ、その背景といたしましては、広域路線や都市間バス、また空港への接続バスですとか、そういったものを含めて、事業内容もとても幅広く、従業員数も270名、車両台数、路線だけでも120台を超えると、そういった状況にもあること、それと同様に運行系統数や事業規模、当然大きいわけですが、あわせて潜在的な利用者、これが非常に多いと。帯広市という都市を中心に、周辺にも人口の多い町村が隣接をしまして、こういった地域的、地理的な関係性や位置、こういった背景からもさまざまな取り組みが可能になっているという状況もあります。

そういった部分では、本市の状況とはちょっと異なる部分だろうというふうに判断をしているところでありますが、とはいいまして、今回報道された内容について、例えば細かくバスのことを訴えていくというようなことは、これはやり方によっては私どもの地域でも可能性は検討できるものだと思っていますので、ぜひその点については、私どももそうですし、バス事業者とも相談するなりということで、学ぶべき点を十分にそこは勉強していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） 私は、土別は頑張っていないと言うつもりは全然なくて、土別なりに今までバスを支えることをいろいろやってきたですけども、やっぱりどこか一步、もう一步踏み出さないといけないと思います。繰り返しになりますけれども、バスウィークなんかも実施して、あの黄色いチラシを小中学生に配って、この期間はバス全部無料ですよというようなことをやっていますけれども、そういった利用実績でもし伸びが見られていないのであれば、

それはやっぱり通り一遍プリントを配って、はい乗ってくださいというだけじゃ足りないということなんですよね。だから、とにかく一度も乗ったことがない、保護者も含めですよ、高校生のとき通学で乗ったけれども、それからもう何十年も乗っていないよという市民が正直多数なわけですから、やっぱりもう一步踏み出してほしいと思います。そうでないと、私はきょうは路線廃止なんていうことは言っていないけれども、やっぱり廃止になって、今度は交通弱者が土別から出ていくわけですよ、更に土別が過疎化していくと。そういう悪循環が進むだけです。ぜひ十勝バスの例を見て、相当な危機感を持って、市もまたバス会社もここで奮闘していかないといけないと。そういった営業努力も促しつつ、ぜひバス事業を支える決意を表明していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 例年実施していますバスウィークの利用実績の御質問もあったかと思いますが、実績としましては、過去3年間でいきますと、ほぼ横ばいの状況にあります。これまでも市においても、またバス事業者においても、さまざまな取り組みを進めてきております。例えば、東西回りですとか外回り線、更には市内循環線の運行形態の見直し、更には平成16年から導入しました川西・南沢線のデマンド運行などのいろいろな運行形態の見直し等を行ってきた中で、ソフト、ハード面で実施をしている状況であります。特に平成21年から3年間、ハイブリッドバスの導入を初めとしまして、温根別北線、武徳線のデマンド化、更には片道定期券の導入、バスマップの作成、更にはバスの意見箱の設置、それからマナー講習会の開催、更にはバスの絵画コンクールなど、数多くの事業に取り組んできているところであります。そうした意味では、早くから危機感を感じ、取り組みを進めているところではありますけれども、潜在的には利用者が基本的に少ないという理由などから、なかなか改善には結びついていない状況であります。とはいえ、市民の重要な足でありますこのバス、公共交通のためにも、引き続き効率的で利便性の高い持続可能な公共交通を目指して、バス事業者とも連携して今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

副委員長（国忠崇史君） ぜひ、何か土別は十勝バスの状況とは違うとかじゃなくて、何をやっても変わらないというようなことではなくて、やっぱりどんだんいい例は取り入れて、土別ももっととにかく乗客を増やすということで、みんな意思統一してやっていただきたいと思いません。

これで終わります。

委員長（丹 正臣君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 初めに、社会保障にかかわる施策について何点かお聞きしたいと思います。

今年の8月に民主、自民、公明の3党が、消費税増税法と抱き合わせで社会保障制度改革推進法、これを強行可決して、8月22日にも施行されたと。そういうことは皆さん方、十分ご承知のことと思います。それで、この推進法を一言で言うならば、国民の健康、それから文化的

な生活、これを営む権利をうたっている憲法25条ですね、この25条を全く投げ捨てた内容になった推進法になっています。

特に問題なのは、法律の最後の附則に生活保護の見直し、これを上げております。これが私は非常に問題だと思います。生活扶助や医療扶助を適正化する、こういうことで生活保護基準の引き下げ、そして保護適用基準の厳格化、これをねらったものになっております。それが後ろのほうに附則としてくっついているわけですね。適正化の名のもとに生活保護を受けさせない、制度から締め出す、そういうような内容になっています。そこで、本市の生活保護行政についてお聞きしたいと思います。

全国的に生活保護を受けている世帯は増え続けて、今年6月で211万6,000人となった。過去最高だというふうに報道されております。本市の生活保護受給の状況について、まずお聞きしたいと思います。本市の平成20年度から23年度までの4年間、この受給状況の変化をお知らせいただきたいんですが、被保護世帯数と人数、年度ごとの新規保護世帯の数、それから人口に対する保護率、それから23年度に限ってでいいのですが、被保護世帯の状況、というのは、年金が少ない高齢世帯なのか、母子家庭なのか、あるいは失業や廃業、倒産などによるものなのか、そちらで把握している世帯構成、パーセントでお示しいただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 高木福祉課主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

生活保護の受給状況ですが、各年度末の状況で申し上げますと、平成20年度、被保護世帯数、183世帯、保護人員265人、保護率、千分率で申し上げますが、11.6パーミルでございます。21年度は183世帯、265人、11.7パーミル。22年度、190世帯、271人、12.1パーミル。23年度、214世帯、302人、13.3パーミルでございます。

次に、新規の開始件数でございますが、20年度は23件、21年度、19件、22年度、29件、23年度におきましては43件となっております。

また、この構成世帯数ですけれども、開始の構成世帯数につきまして、高齢世帯は12世帯、母子は3世帯、障害5世帯、傷病13世帯、その他の世帯が10世帯となっております。

また、この開始の理由でございますが、世帯員の病気によるものが17世帯、働いている者の離別が2世帯、解雇等が1世帯、老齢による収入の減少が1世帯、稼働収入の減が1世帯、預貯金の喪失が19世帯、仕送りの喪失が2世帯となっております。また、預貯金の減少が19世帯と、44.2%となっております。また、世帯主の病気によるものが17世帯で39.5%と、かなり多くなっております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 大体国の実態とほぼ重なるように年度を追って増えてきております。それから、新規に保護を求める、生活保護を欲しいと言ってくる方、申請を受けた方も増えてきております。

それで、今教えていただいたこの受給状況、これは単なる数字です。これは単なる数字なんですけれども、この数字からどのようにこれを分析されているのかということを知りたいんですが、ここから一体市民生活の何が見えてきているのか、市民生活をどのように判断されているのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） 受給状況からの市民生活ということでございますけれども、傷病世帯についてであります、一度病気などを理由に離職いたしますと、体調が回復した後に再就職しようと思っても適した職場が見つからないなど、就職先の確保が難しいものと見ております。

また、被保護世帯が増加しております要因としましては、高齢化の進行、また景気低迷に伴う雇用情勢の悪化が主な原因であると考えております。更に、高齢者世帯におきましては、年金の受給資格のない方や、繰り上げ支給などにより年金受給額が少額になっている方がおられることも一因と考えております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 傷病になって、治療して回復してもなかなか職場復帰ができない、そのまま貧困の生活に陥ってしまうと、そういう状況の方が一番多いというような、一番でもないですね、2番目ぐらいに多いということも、土別市民の状況として明らかになっていると思います。

それで、資料を前もっていただいていたんですけれども、そのいただいた資料によりまして、23年度に限って見てみますと、生活保護の窓口に来た方は88人、これは相談に来たんですけれども、いろいろと職員や、あるいはケースワーカーの方とお話し合っ、実際に申請書を渡された方が55人、そしてそのうち保護を受けたいと決意して申請書を出した方、提出した方49人、更にその49人のうち、生活保護受給が確実に実施されたのは43人と、こういう数字が並んでおりますが、この数字は22年度も21年度も似たような形だと思います。私は、これを見て、まるで就職試験で第1次、第2次と、次々と落されていくような、そんな場面を想像してしまいましたけれどもね。この生活保護の相談に来た数、23年度は88人です。実際に申請書を渡された数は55人です。ここに大きな乖離があります。まず、この乖離の理由を教えてください。水際作戦をしていないのかどうか、対応の仕方も含めてお聞きします。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

生活相談を行う際に、生活保護の制度の説明を行っております。生活保護法第4条では、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとうたわれますことから、本市においても相談時に預貯金や持ち得る資産を使って生活してもらうことなど、保護の要件を詳しく説明

しております。このとき、相談者からは、預貯金や稼働収入があるため保護を受けずに生活する旨の申し立てがあり、保護の申請に至らなかったものや、他市町村に住まわれる家族の生活相談などが相談件数に含まれていることから、相談数と申請数に差が生じているものでございます。

生活保護の相談窓口に来所する市民の中には、保護の受給要件や生活保護制度の内容について知識を有しない場合が少なくないために、相談者が十分理解できるよう、面接相談の場においてこれらの制度の内容をよく説明しております。また、相談者の状況をよく聞き、他方他施策の活用が可能な方に対しましては、他法他施策の担当者に引き継ぐなど、必要な助言を行っております。この生活相談の中で、相談者本人から保護の申請の意思が確認された場合には申請書を交付しており、委員お話の水際作戦、申請書を渡さないなど申請する権利を侵しているようなことはございません。また、今後とも申請権が侵害されると誤解されないよう、懇切丁寧な対応をしてみたいと存じます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この制度の説明をする相談をまず受けるという、その担当職員と相談に来た人、申請受けたいなと思って来た人との相談の中で、今まで全国的にいろいろな生活保護にかかわる事件が起こっていますけれども、そこに問題があるのではないかと私は思います。御存じのように、今年1月、札幌白石区で姉妹が餓死した事件がありましたね。それはもう皆さん御存じと思いますが、このお姉さんは生活保護の申請に3回も窓口相談に行っているんですけども、申請書すら渡されていなかったということで、これは大きな社会問題として扱われています。本市のことではないですから誤解をされないようにしてほしいんですが、一般論として、生活保護の申請をしないようにしないように誘導すると、そういうことが多々あるのではないかと、あるというようなことも今回のこういういろいろ一連の事件の中では評論されております。

生活保護法第7条、申請保護の原則というのがありますが、そこでは私たち国民は無差別平等に保護を受ける権利があると、こういうふうにとられております。ですから、生活困窮になった原因が病気なのか、倒産なのか、何なのか、失業なのか、そういう原因を問われないということです。原因を問われないで生活保護の対象になるということが第7条でうたわれています。そして、その権利は保障されている。ですから、申請に来た人には申請書を渡さなければならないんですね。申請自体を拒むことは許されません。

今の高木さんの御答弁では、制度の説明をして申請の意思があれば申請書を渡しますと、こういうふうにおっしゃられました。土別市では、申請に来た人が相談を受けて意思が変わることだってあると思うんですよ。ああ、私はそういう条件なら無理かなと思ったりもするわけで、あるいは担当者がですよ、うーん、こういうことではあなたはもしかしたら認められないかもしれませんよと言ったりもするかもしれない、その会話の中、相談の中で、申請した

い人が、申請したい気持ちがある人がどんどんと変わっていく、この白石区の姉妹の事件もそうなんですよ。本当に困って行っているんですけども、担当者がもうちょっと仕事を探しなさいよとかそういうようなことをおっしゃるものですから、申請書をくださいと言えないままに帰っていると、そういう事実があるんですが、申請する人がとにかく意志強固で、財産がどうであれ何であれ、まずとにかく私は申請書を出したいんだ、出して、その後あなたが調べなさいというようなことで、しっかりした意思を持って申請書をくださいといった場合、どうなんですか、渡すんですか。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） 御本人の申請の意思が確認されれば、財産状況はどうあれ、申請書はお渡しします。その後、うちのほうで審査することになります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも、申請しますという人にはまず申請書を渡す、その原則を貫いていただきたいと思います。

それで、本市の場合、申請の要件として申請書、収入申告書、資産申告書、それに同意書、これを提出すると、こういうふうになっているんですけども、なっているというのは、ホームページを見ますとそういうふう書いてあるんですが、これは申請保護の原則からいうとおかしいと思いますね。今言いましたように、また御答弁ありましたように、まずは申請書を渡すべきであって、その他の申告書はその申請書と同時に提出しなければならないものではないと私は思うんですよ。きょう出して、あしたこの収入申告書、資産申告書を出してもいいんでないかと、そういうふうに思っておりますが、それで同意書の扱い方も、同意書も一緒に出すということになっているんですが、同意書というのは財産を調べるわけで、銀行とか官庁のほうに調べますという同意書を書くわけですね、調べていいですよというような。そういうようなもの、同意書の扱い方も、申請提出の要件としているのは生活保護法の29条と違うんでないかというふうに思うんですが、そこら辺のこの一連のこういうやり方というのはどうなんでしょう、お聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

申請書と同意書が提出されないと審査を受理しないということはありません。この同意書の提出は、申請書提出後でも問題はないんでありますけれども、生活保護の第29条において調査しなければならないことになっておりますことから、申請書の同意書が必要になるところであります。この速やかな保護の決定につきまして、同意書がどうしても必要になるものですから、早い段階に同意書を提出いただくよう申請時にお願いしているところであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 29条では同意書を出さなければならないんですけれども、ここに必要があればという文言があるんですよね、29条。必要があればその同意書ということになって、ケース・バイ・ケースであるというふうなことを書いてあります。それで、この29条の解釈の仕方なんでしょうけれども、今高木さんがおっしゃったように、決してこの申請書と同時に収入申告書、資産申告書、それに同意書を一緒にこうやって出さなければならないというものではないとおっしゃいましたので、私はこの市のホームページ、これは10月31日に起こしたんですけれども、ここではこれらを提出しなければならないというふうにびっと書いてあるので、これを読んだ方は、ああ、これは全部一緒に出さなきゃならないと誤解を招きます。ですから、ここの部分は訂正して、申請しやすいような文言にまず訂正していただきたい。そして、市が行っているやり方をきっちりと正確に知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） ホームページの記載につきましては、今後うちのほうも確認しまして、精査いたしまして、市民の方がわかりやすいような文言に変えていきたいと思っています。以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、今盛んに問題になっているのは、こういうような経済状況なので、働きたくても仕事がないということで、どんどんと貧困状態に陥ってしまう、そういう人たちが増えているんですけれども、相談をしている中で、働けるなら働きなさいとか、まずは仕事を探してくださいと、そういうような指導をしていると。これは先ほどの白石区の姉妹の事件のときでも、お姉さんが相談に行ったら仕事を探しなさいと言われていたということがはっきりしているんですが、この稼働能力ですね。稼働、働いて稼ぐ力ですね、稼働能力があるのかなのか、この相談の中でいろいろお聞きすると思うんですが、その判断はどんなふうにしていらっしゃるのかというんですよ。非常にこういう情勢で、体はそれほど病気だとか働けない状態ではないんですけども、どんなに足を棒にして探しても仕事がないとか、そのうちにどんどんと体もぐあい悪くなってくるとか、そういうような人がたくさんいらっしゃると思うんですよね。ですから、その判断するところですね、そこら辺はどのようにしているのかということと、もう一つは、稼働能力を理由にして申請を却下したというような事例はあるのかどうか、それを教えてください。あったらその理由も教えてください。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

保護の申請時には、離職して生活困窮に陥った方や、病気によって就労できない方もいらっしゃいます。また、就労の可否というのは非常に難しいところであります。稼働能力、稼働年齢層と言われるのは、男女とも65歳未満の方について就労が可能か判断しております。この就労の判断につきましては、窓口では非常に難しいものですから、申請後において病院のほうに通院している被保護者については主治医の意見を参考に判断しております。また、申請時に就

労ができるかどうか非常に迷うときがございます。これについては検診命令という形で、検診命令によって主治医のほうの判断を仰ぐこともできます。それによって稼働能力について判断しているところがございます。ただ、現在のところ、検診命令をかけた例はございません。

また、その就労について却下、稼働能力が活用されていないという理由で保護の却下となったケースでございますけれども、このケースは1件もございません。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、生活保護の開始というのは、申請書を出したその日から生活保護は開始されると聞いていますが、それですと、きょう申請書を出したとすると、いろいろな財産とかその他いろいろ調べられて、約1カ月後にはっきり、この人は申請いいですよ、オーケーですよ、生活保護を出しましょうというふうになったとすると、その支給されるものは、きょう出した、きょうにさかのぼって支給されるような、そういうふうになっているのかどうか、その仕組みについてちょっと簡単に教えてください。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

生活保護については、生活保護法第7条によって、生活に困窮する方、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとなっております。市民の方が生活保護の相談に訪れた場合に、保護を受ける要件に当たって等を説明して、申請の意思を確認しているわけですが、このときに意思が確認されたときに申請書をお渡しして、申請書を書いてもらったら受理しております。このときに、いろいろな審査を経た上で、原則として2週間以内に保護が決定されます。それで、金融機関調査等が終わっていない場合につきましては30日まで引き延ばして決定を行っているところがございます。

それで、生活保護を申請されますと、決定になったときには、その開始日となるのは保護の申請日となっております。申請日までさかのぼって保護が決定されることとなります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 申請書が出されてから2週間以内には決定するということですね、14日以内に。それで、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、30日までというのは、もう一度お願いします、何だったんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） 30日以内に決定されるときには、14日以内に決定できないとき、特に金融機関調査が終わっていない場合であるとか、そういったものについて、調査が終了していない場合には延ばすことができるということになっております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうしたら、ぎりぎりのタイムリミットは30日と考えていいですか。

（「そうです」の声あり）

委員（小池浩美君） それから、またホームページなんですけど、こんなホームページなんか見ないで直接窓口に行けば、正しい生活保護の申請の仕方、その他もろもろをちゃんと説明されると思うんですが、ホームページを見る人は、たまたま見る人だっているんじゃないかと思うんですがね、保護費の受給方法、これを書いてあるんですが、こういうふうに書いています。原則毎月1日に、保護費を市役所保健福祉部の窓口あるいは朝日総合支所の地域住民課の窓口で受け取ると、そういうふうに書いてあります。保護費の受け取り方です。どうして窓口に行かなければならないか、その理由をお聞きすることと、今はほとんどのものが金融機関振り込みになっていますが、金融機関振り込みではだめなのか、できるのかも含めてお聞きします。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

保護費を窓口支給にする理由でございますけれども、新たに生活保護を受給した世帯については、保護開始時からおおむね3カ月程度、生活状況の確認などを行うために窓口支給としております。生活状況等に問題ない場合につきましては、口座振込等に切りかえる場合もございます。また、本人が希望して窓口支給する場合もございます。そのほかに、金銭管理が非常に難しい世帯、この世帯につきましては、計画的な支出管理のために窓口支給としているケースもございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） まずは、支給が始まったら3カ月くらいは窓口で支給をするんだと。そして、問題がない場合は振り込みもいいんだと、そういうような御答弁でしたけれども、その3カ月程度のところで問題があるとかないとかというのは、それはどういうことを言うんでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） お答えいたします。

傷病世帯等について病院にかかっていないとか、あと普通の日常生活がうまくいかない場合、非常に部屋に行っても乱雑であるとか、そういった世帯も非常に多うございます。そういった世帯については、一応生活状況も含めながら、状況の指導を行うということで窓口支給にしております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、振り込みも3カ月たったらよろしいというんでしたら、このホームページを訂正していただきたいんですが、どうですか。

委員長（丹 正臣君） 高木主幹。

福祉課主幹（高木健史君） ホームページにつきましても、誤解のないように表示を改めてまい
たいと思っております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 冒頭にも申し上げましたけれども、3党によって強行採決されたこの社会
保障制度改革推進法、これによる生活保護基準の引き下げですね、これは国民生活に大きな影
響があると考えます。最低賃金にも影響するでしょうし、さまざまな国民生活のサービスに影
響すると考えます。それで、この引き下げによる土別市民の皆さんの暮らしへの影響、これは
一体どのような影響があらわれてくるのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 川村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 委員お話のとおり、今引き下げについて検討がされている状況
にあります。社会保障審議会においてこの基準等について議論されておりますけれども、まだ
詳細についてはこちらのほうで情報がない状況にあります。ただ、実際にこの保護基準が引き
下がりますと、本市において生活保護を基準に、それをもとに実施している市営住宅費、水道
料金、準要保護、除雪サービス等の各種制度の利用者に対する判断をしているものについては
影響が出てくるというふうに判断をしているところであります。

また、年金のみで生活をされております高齢世帯、もしくは地域で働くパート労働者、臨時
職員等の賃金にも影響を与えるというふうに想定しておりますことから、引き下げが妥当か、
それについては幅広い視点から慎重に議論していただくことが必要であると考えているところ
であります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、医療費の一部負担減免と無料低額診療についてお聞きしたいと思
います。

国民健康保険法の44条、医療費の一部負担減免ですね。このことについては、昨年第2回
定例会でもお聞きしております。国は、2010年9月に国保加入の患者負担の減免について新し
い基準を示しましたので、私は昨年第2回定例会でお聞きしているんですが、答弁では、国
の基準改正により本市でも施行規則の見直し作業に取りかかったところだと、そういうふう
にお答えになっておりますのでお聞きするんですが、今日まで見直し、どのような検討をなされ
てきたか、その内容をお聞きしたいと思います。特に国は、地方自治体は国の基準よりも広げ
てもいいんだよというようなことも言っておりますので、その内容についてお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 佐々木市民課長。

市民課長（佐々木幸美君） お答えいたします。

昨年第2回定例会におきまして、この一部負担金の見直し基準につきまして現在精査中と
いうことでお答えをさせていただいて、まず国以上の拡大策をとってお話もありまして、それ

も含め検討してまいりましたけれども、これを実施するに当たりまして、結果として被保険者全体の負担増につながることも懸念されるということで、その6月議会の答弁によりましては、慎重な対応策をとということで答弁させていただいた経過があります。

現行規則の内容ですが、この法の44条になりますけれども、こちらは特別な理由があると認められる場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる方に対しまして減額、免除、徴収の猶予、それができるとなっております。これは市町村が独自に基準を定めて実施するものであります。

本市におきまして、一部負担減免等につきましては、健康保険条例の施行規則42条で基準を定めておりまして、1つには、世帯主が震災、風水害、火災などの震災により死亡された場合だとか障害者になられた場合、または資産に重大な損害を受けたような場合、また1つには、干ばつ、冷害、凍霜害などにより作物の不作等、こちらにより収入が減少した場合、また1つには、事業所、または業務の廃止、失業等によりまして収入が著しく減少した場合など、日常生活において想定を超えたような災害などに対応しようとするものでありまして、この場合においては6カ月以内の期間を区切りまして一部負担金の徴収を猶予する、そのほか状況によっては当然減額、または免除をするような内容となっておりますけれども、この制度の利用申請につきましては、その後においても実績がないような状況になっておりますが、今回、国は市町村に対しまして、技術的助言というような位置づけで、一部負担金の徴収猶予の見直し等の取り扱いについて基準を示したわけでありまして、この国の基準の見直し内容でありますけれども、まず一部負担金の減免内容となりますけれども、1つに入院療養を受ける被保険者の属する世帯、そして世帯主及び世帯に属する被保険者の収入が生活保護法に定める生活扶助、教育扶助、住宅扶助を合算した生活保護基準以下の世帯、それで、かつ条件でありますけれども、預貯金が生活保護基準額の3カ月以下の世帯となっております。次に、一部負担金の減免期間についてでありますけれども、国は減免対象期間を診療時期の1カ月単位を基準にしまして、3カ月までの更新を可能としておりまして、この減免内容がその国の基準に該当する場合のみ、一部負担金減免額の2分の1相当額を特別調整交付金という形で財源措置されるというものでありまして、以上が国の取り扱い基準となっているんですけれども、現在本市も今回国から示された基準を踏まえまして見直し作業を進めておりまして、まず生活困難者にとっては利便性が生まれ、そして市にとっても国からの交付金が入り、財源的にも有効性のあるものを目指さなければならないものとして考えており、その作業を進めているところであります。

その国の見直し以降、基準の通知が入った以降も随時、市町村からの疑義照会とかがかなりありまして、随時発出されている疑義解釈の通知をもとにして、土別市国保の被保険者、そして財源含めて市としてもまた有効性のある基準ということで、道との協議を重ねまして、また他市の状況も注視しつつ現在検討を重ねているという状況にあります。

それで、今検討中ということでありますけれども、実質運用予定は平成25年4月を目指して、今作業中ということであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今作業中ということで、来年4月にはっきりとさせるといっていますが、国の基準が病気でも入院療養というふうに限定されていますよね。本市の場合は入院療養だけということでもなかったような気もするんですが、そこら辺はどうですか。

委員長（丹 正臣君） 佐々木課長。

市民課長（佐々木幸美君） お答えいたします。

現在、今規則のほうを設けておりますけれども、施行規則のほうでは一部負担金という形で表現しておりますので、委員おっしゃるとおり、入院療養も外来療養も含めた形で今後検討をしていくということで考えております。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 残念ながら、これの利用者がいないというのが前の御答弁でしたし、今もそのようにおっしゃっていましたが、もうちょっと利用の宣伝といったらおかしいけれども、広がるように、市民に知らせるように努力していただきたいと思います。

次に、社会福祉法で規定されている無料低額診療事業、このことについてお聞きをしておきたいと思います。

生活保護法のところでもいろいろ述べましたけれども、非常に国民の生活、私たちの暮らしが非常に厳しくなっている、年々厳しくなっているというようなこの時期に、この無料低額診療事業、この事業を行う病院が増えてきております。自治体病院は余りやってはいないですけれども、生協病院とか民医連の病院などはどんどんこの認可を受けて無料低額診療事業を行っておりますので、この事業の中身ですね、どんなことなのかということ、対象者とか窓口での一部負担金の免除の基準、あるいはこれを実施した病院は何らかのメリットがあるのかないのかといったようなことも含めて、中身をお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 粟根市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

社会福祉法の中で規定されています無料低額診療事業につきましては、この内容としましては、低所得者あるいは要保護者、またDV被害者といった生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないように、都道府県知事に届け、認可をされた医療機関が診療を無料または低額な料金で行う事業ということであります。この事業につきましては、公的制度等を受ける前など、生活が安定するまでの一時的な期間が対象となるものとされています。

それから、窓口での一部負担金の免除基準ということですが、医療機関が診療費の減免方法を定めて明示することになっておりますが、定める際に当たっては福祉関係機関と協議しながら決めていくというふうに言われております。

それから、実施する機関のメリットということですが、法人税の収益事業からの除外規定で

ありますとか、あるいは地方税の中の不動産取得税、固定資産税の非課税規定といった税制上の優遇措置が定められています。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、ちょっと聞いても無駄かと思えますけれども、市民病院での実施の可能性はないですね。どうですか。

委員長（丹 正臣君） 栗根次長。

市立病院事務局次長（栗根禎二君） お答えをいたします。

市立病院は、現在改革プランに基づきながら経営改善を目指して運営をしておりますが、依然厳しい経営環境でございます。また、この事業を実施している多くの医療機関、先ほど申しましたように、税制上の優遇措置を原資として実施している法人が中心でありまして、市立病院ではこれらの適用もございませんので、無料低額診療の実施はなかなか難しいものと考えております。

ただ、市立病院は、提供できる医療の範囲ではありますが、だれもが必要かつ十分な医療を受けることができるよう努めているところでありますし、経済的理由をもって受診できないということはあってはならないものと考えているところであります。また、それぞれ状況に応じながら、現在市立病院の中では一部負担金の徴収猶予、あるいは分割相談をする中で対応しているところであります。また、DV被害等に遭った方については、各関係機関と情報を密にしながらか対応をしているところであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、障害者の自立支援への施策にかかわってお聞きします。

障害者の生活支援、あるいは自立支援の施策というものは、国とか道によっていろいろな施策がなされております。公共交通に関して、障害者の足に関しての施策というものもいろいろ行われているんですけども、本市の独自の施策ということでは、障害者に対するハイヤー料金の助成という施策があります。まずその内容をお聞かせ願いたいのですが、このハイヤー料金の助成の目的、あるいは障害者といってもいろいろですので、どういう方を対象としているのか、あるいは助成額、予算、それからこの仕組み、どんなふうな仕組みになっているのかをお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 古川福祉課主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

土別市福祉ハイヤー料金助成規則について御説明申し上げます。

まず、目的ですが、心と体に重度の障害がある方がハイヤーを利用する場合の費用を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的としております。

対象者は、歩行困難とされる下肢、体幹、視覚の障害を持つ身体障害者1級、2級に該当す

る方と、呼吸器の障害にあっては1級に該当する方が、また外出が困難とされる療育手帳A判定に該当する方です。

次に、助成額と仕組みについてであります。1級の方は福祉ハイヤー利用助成券48枚、2級及びA判定の方は24枚が申請により交付されます。助成券1枚の料金は590円で、利用枚数が市へ請求されるものであります。平成23年度において市の負担額は70万1,360円で、ハイヤー会社の負担は約1割の7万8,000円です。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このハイヤー料金の助成ではチケットが出されるということですが、基本的には歩くことが難しい人、身体障害者1級ということですね、大人の場合。この療育Aというのは子供の場合ですね。だから、大人の場合と考えて、身体障害者1級の方はこのハイヤーの券が48枚、年間当たると。2級の人は24枚と、半分ということになってはいますが、これちょっと聞きますが、この590円というのはどこから出てきた数字なのかということですが、ちょっと教えてください。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） ハイヤーの1回における1区間における基本料金でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうしたら、例えば障害者の方がハイヤー利用して、1,200円の代金だったと。基本料金590円を差し引いた。じゃ残り610円は自分が払う、チケットは590円分は渡して、610円は自分が現金で払うのか、あるいは、チケット2枚使って、590円2枚使って1,180円のチケットを出して、残り20円を自分が負担するのか、どういう使い方をこれはできるのでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

1,200円の代金の支払いの場合、1,200円引く、まず120円、この120円は身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方全員が乗車した区間において手帳の提示により料金が1割引になる制度です。ですから、1,200円引く120円で1,080円、この1,080円からチケット1枚を使い、590円を引きます。残りは490円です。この490円は現金で払うか、またはチケット1枚分、490円分として払うかは当事者の御自由になります。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） まず、1つ確認します。では、1回乗ったのに2枚使ったり3枚使ったりすることは可能なのかどうかということをおそらく1つ確認しておきます。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

一度に使用する枚数の制限はございません。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 制限がないということは、その人の判断で一気に3枚使おうと4枚使おうと、1回で使おうと、いいんですね。

それから、1割引、身障者手帳を持っている方は公共交通機関は全部1割引というように、いい助成があるんですけども、それは国や道の補助金とかそういうものでね。今の説明では、利用した方は、まずは手帳を提示して1割引かれて、更にチケットも利用できると、そういうふうを考えていいですか。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） そのとおりでございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、先ほどの23年度の70万1,360円というようなお答がありましたけれども、予算額のところでですね。23年度の利用人数はまず何人だったのかということで、これはここ4、5年の利用者、利用というのはハイヤーチケットですね、これを利用した人は何人で、ここ何年かの利用者数と比べて増えているのか減っているのか、お聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

23年度決算におきましては、75人の利用、金額にいたしまして76万8,000円でございます。

続きまして、23年度ですが、決算額にはチケットの印刷料金が入っております。それを差し引いた金額を御報告させていただきます。平成22年度の申請件数ですが、75人、利用実績金額が74万6,820円です。続いて、21年度申請件数は63人、利用実績金額は51万1,810円でございます。続いて、20年度申請件数であります、72人、利用実績ですが、66万830円でございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 今、小池浩美委員の質問が続いておりますけれども、昼食を含め、1時30分まで休憩といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（午前 11時58分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池委員。

委員（小池浩美君） 午前中の質問で、障害者を対象とした福祉ハイヤーの内容等々、よくわかりました。

それで、あと1つだけそれに関してお聞きしたいと思っておりますが、このハイヤー料金の助成対

象に、先ほどの御答弁では、この対象は歩行の困難な方々が対象だと、そういうふうに御答弁なされましたが、では精神障害者や知的障害者、そういう方々への何らかの交通支援策というものはあるのかどうか、土別市でも独自の施策というものを持っているのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

知的障害者は、療育手帳の交付者ですので、Aに該当する方はハイヤー料金の助成対象となります。一方、精神障害者についてはハイヤー料金の対象にはなっておりませんが、土別市精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成規則という制度がございまして、その制度の内容は、精神障害者が社会復帰して施設等に通所する場合に交通費の一部を助成することにより、経費の負担を図り、社会復帰と自立を支援するものであります。対象は精神障害者保健福祉手帳を交付された方で、助成額は交通機関であります路線バス、鉄道利用の自己負担額の2分の1の額でございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今の精神障害者のこれは市独自策ではないですね。これは道ですか、国ですか、それとも市ですか。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） 市の制度でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、人工透析患者への支援策にかかわってお聞きするんですが、いただきました資料の身体障害者障害程度等級表、この表によりますと、腎臓機能障害、いわゆる人工透析もしなければならないという人だと思うんですが、腎臓機能障害は身体障害の1級、3級、4級という部分に入っております。

まず、初めにお聞きしますけれども、この腎臓機能障害の身体障害者1級とはどういう状態の人をいうのでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

慢性腎不全を患い、腎臓機能が正常時の30%を下回った状態で、自己の身の日常生活が極度に制限された状態とされています。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、治療としては人工透析をしていると考えていいんですか。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） おっしゃるとおりでございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、人工透析のまず患者数ですね、士別市における人工透析を受けている人たちの数ですが、市内と、それから市外から来る人たちとに分けて、どれほどいらっしゃるかということと、それでこれらの方たちは、みんな身体障害者手帳の交付を受けているものなのかどうかということをお教えください。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

現在、人工透析を受けている方は、市内、市外から合わせて48名おります。士別市内においては36名、朝日地区においては2名、市外からにおいては10名の方々がおります。うち1級認定者は47名、3級認定者は1名です。手帳はすべての方が交付されております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 3級の方が1人といいますが、3級というのは、これは透析は受けているんですか、どうなんでしょう。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） 3級の方ですが、腎臓機能障害で3級の方は2名おりますが、1名の方は受けております。1名の方は受けておりません。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、ハイヤーの助成なんですけれども、この人工透析の人たちは、ハイヤー助成券は対象に、規則によりますと入らないようなふうにも読み取れるんですけれども、先ほど言いましたように、腎臓機能障害は身体障害者1級とイコールなんだというふうに考えれば、人工透析をしている人もハイヤー助成券の対象になるんでないかなと私は考えるんですが、現実には対象になっているのかどうか、なっていないのか教えてください。

委員長（丹 正臣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） 人工透析者は対象となっておりません。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） とあっさり答えられましたが、人工透析の方はやっぱり身体の障害者なんですから、私はこれはせっかくのいいハイヤー制度なので対象者にすべきではないかなというふうに考えるものですが、どうなんでしょうか、そのお考えをお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） この福祉ハイヤーの助成の趣旨といたしましては、基本的には歩行が困難なために外出等ができないという方の外出支援策という位置づけの中でこの政策を行っておるところであります。ですから、腎臓機能障害の場合で1級の方は人工透析を受けているのはよく承知しているところですが、これをもって歩行が困難なために外出が

できないという障害ではないという判断の中で、人工透析については1級であっても該当になっていないという状況になっております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この規則をつくったときはそういう判断だったんだと思いますけれども、人工透析をしている方というのは、もう週に2回も3回も病院に行って、ほぼ1日ばかりで透析を受けるわけですね。ですから、本当にくたくたに疲れるということで、バスに乗って帰るにも、まずはバスの待合室で長いこと待たなければならないし、バスをおりても自宅まで歩いていかなければならないということで、非常にづらいんだというふうに聞いてもおります。ですから、この人工透析の1級の方ですね、身体障害者1級の方も、今後このハイヤー助成の対象に含めてはどうか、それを私は求めるものですが、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 人工透析を受けられて、透析が終わった後に御自宅にお帰りになる、非常に疲れるというお話もよく聞いているところであります。この人工透析の通院費にかかる部分について、実は朝日地区の住民を対象に、人工透析をされている方については、月4回に限り2分の1を助成するという交通費負担軽減の策をとっているところです。ただ、この制度につきましては、74歳以上の福祉敬老バスですが、これの対象になる方については該当とはしていないところであります。

今、小池委員おっしゃいますように、非常に人工透析の方の終わった後の自宅へ帰るのが大変だというのはよく承知しているところでありまして、では朝日地区で今実施しているこの制度を準用しながら対象にできないかということも踏まえて、検討の一部もあるのかなというふうには考えているところであります。ただ、通院にかかる距離の問題ですとか、それにかかる交通費の負担額、それから果たしてこの腎臓機能障害の1級の方だけを含めて検討すべきなのか、他の疾病によって通院されている方も多々いらっしゃいますので、それらを総合的に踏まえて、状況を把握しながら検討していく事項ではないかなというふうには現状では考えているところであります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも、この人工透析の当事者の方々ともよくお話し合いをされて、この福祉ハイヤーの助成対象に入れるかどうか、今次長のほうで検討ということでしたので、ぜひスピード感を持って検討していただきたいと思います。

それと、今次長のほうから、朝日町の人工透析患者対象の通院費助成規則のことが出ましたけれども、これはあくまでもバス利用の助成制度で、朝日町に住所を有している人に限った人工透析患者というふうになっております。それで、朝日町から通うというのは、これは非常に距離が遠くて交通費がかかるからということでの制度だと思うんですけども、そういうふ

うに考えていいんですか。

委員長（丹 正臣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 御存じのこととは思うんですけれども、実は朝日と市立病院の間の片道料金が800円と、非常に高額になっております。そういった意味で、週4回通う方については月額にすると6,400円、そういった負担があるというふうなことがありまして、4回に限りなんですけれども、2分の1の助成をして交通費の負担の軽減を図るという目的で実施しているところでございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） とてもいい事業だと思うんですけれども、温根別なんかはどうなんでしょう。温根別も結構遠くて、バス賃にしたら片道幾らぐらいになるもののでしょうか、そういうのは試算してみたことはありますか。

委員長（丹 正臣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 温根別から通院されている方も承知しているところであります。片道710円ということになっております。朝日地区で実施している状況で仮計算いたしますと、1月当たり2,840円の御負担になるかというようなことで、仮に同じ状況で年間を助成いたしますと、年間3万4,000円ほどの助成額になるかという試算はさせていただいております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は、温根別のそういう人工透析の患者さんがいらっしゃるんですから、ぜひともそういう方もこの通院費助成規則に含めて支援していくべきではないかというふうに考えるんですけれども、このことについてはいかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 先ほど福祉ハイヤーの助成も含めて、福祉ハイヤーは基本的には歩行困難のための外出支援という位置づけになっております。今回の朝日地区におけますのは、通院にかかる負担の軽減という位置づけなものですから、福祉ハイヤーと交通費の負担軽減の分も総体的に含めた中で検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、市立病院の経営改革についてお聞きいたします。

市立病院の経営改革プラン、このことについてなんですが、病院の事業会計決算、これと比較いたしますと、業務量とかその数値、あるいは収益的収支、資本的収支とか、いろいろな部分で計画の目標からほど遠い数値が並んだりしております。特に肝心の病院事業収益では、22年度の決算と比較しても落ち込んでおります。23年度はプランを見直しての立て直しということで取り組んできているんですけれどもね。

まず、このプランの20年度から23年度までの4年間の取り組みの主なものでいいですからそ

の実績と、特にこういういいことがあった、やった成果があったよということもあつたら、それも教えていただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 加藤市立病院総務課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答えいたします。

平成20年度から23年度までの実績についてであります。プランにおけます具体的な取り組み、実施事項といたしまして51項目ございます。そのうち、一部継続を含めまして45項目の取り組みを行ってきておりまして、実施率といたしましては88.2%という状況になってございます。

具体的な内容といたしましては、初めに医師確保関係につきまして、大学医局からの医師派遣が大変厳しい状況にあって、市民からの情報提供を初め、多くの取り組みを行ってまいりました。こうした中で、大学医局と関わらない一般内科医1名を確保するとともに、23年度における医師確保対策が実りまして、24年度に入りまして2名の循環器内科医を確保したところでございます。また、医師がより働きやすい環境づくりを行うとともに、医師就学資金制度を平成20年度に条例化したしまして、現在3名の医学生に就学資金を貸し付けているところでございます。今後におきましては、臨床研修等がありますので、少し時間はかかりますものの、病院に勤務していただけるものというふうに考えておるところでございます。

それから、看護師確保対策についてであります。この4年間に34名の採用を図ったところでございます。しかし、残念なことに、定年退職を含め66人が退職をしたという状況でありまして、医師不足と合わせまして病院縮小の要因になっているところでもございます。このため、看護師確保に全力を挙げるとともに、平成21年6月には看護師就学資金貸し付けに関する条例の見直しを行いまして、就学資金の増額を図ったところでございます。このことによりまして、今日的な社会情勢もございまして、19年、20年度では2名から3名程度の貸し付けでございましたが、その後貸し付け者も増えております。このまま推移すれば、25年度からの3年間におきまして毎年9名の新採用が見込まれるというような状況になってございます。

このほか、内視鏡センターの拡充により、より専門的な医療を提供し、収益確保につなげるとともに、内臓脂肪CT検査や脳ドックといったオプション検査を増やすことによりまして、健診体制の充実を図ってきたところでございます。また、病院と市民との交流を深めるために、これまで行ってきました病院フェスタに加えまして、病院出前講座の開催、あるいは地元新聞紙への医療情報の提供などを行ってきたところでございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） さまざまないろいろな施策を積極的に取り組んできておるのはよくわかりますが、どうしても数字を見てしまいがちになるんですけれども、そこで病床の稼働率、入院病床の、うまくそれを回転させて稼働率を上げていくということが、非常に病院収益を上げる道ではないかなというふうに私は考えるんですけれども、23年度は稼働病床、許可病床ともに

削減をしましたね。プランの見直しということで、許可病床を230床から199床にしているんですよ。そういうことで再スタートというか、見直しスタートしたんですけれども、23年度の病床の利用率は、一般病床、療養病床合わせて63.8%なんです。特にこの療養病床で、これを30床から20床に減らしたんですけれども、63.8%ということなんです。目標では90%にしているんですよ。プランの目標では90%を目標としたけれども、実績は63.8%。どうしてなのかと思ってしまうんですが、まずそこら辺の理由ですね。療養病床です。63.8%の理由、それから本当にこの数値は適正に設定したのかどうかということもお聞きしたいと思いますが。

委員長（丹 正臣君） 加藤総務課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答え申し上げます。

療養病床の病床利用率についてでございますが、療養病床につきましては、平成22年度の病床の稼働実績を踏まえまして、30床から20床に縮小いたしましたところではございます。そんな中で、市内に介護福祉施設等が多く設置されたこと、あるいは一般病床の患者数の減少などから、治療によって寝たきり状態から回復の見込みにある、療養病床入院に見合う患者数が減少したというようなこともありまして、更に病床利用率が落ち込んだという状況になってございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 10床も減らしてそれで満たされないというのが、何か私、素人としてはよくわからないなというふうに思うんですけれどもね。病床の利用率を、さっきも言いましたように上げていくというのは病院経営の黒字化につながるんでないかなと、とても大事なことじゃないかなというふうに考えるんですけれども、こういうことは患者の側としては喜ばしいことではないんですが、入院日数を短くするとか、その分退院された方を最後までちゃんと診るための在宅医療の充実をしっかりとするとか、あるいは入院患者さんの満足度を高めるとか、入院患者の家族の方も視野に入れて、本当に親切で温かい対応をしていくというようなそういう面からも、いろいろな面からもこの病床の利用率を高めるという病床管理ですね、これは重要ではないかなというふうに私は思うんですけれども、それで1つの考えなんです、この病床管理についての専門的な検討チームみたいなものをつくって、それで考えて、しっかりきめ細かく考えていくというような、そういうような取り組みというのは考えていないのかどうかをお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 加藤課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答えいたします。

まず、病床の利用率についてでございますが、病床利用率を上げるということは、病院経営改善にとりましても極めて重要でございます。公立病院の経営改革ガイドラインにおきましても、70%以上の病床利用率というのが求められているところでございます。病院といたしましては、毎月2回開催されます医局会議におきまして、毎月の病床利用状況をグラフ化いたしまして、各医師に周知して利用率の向上を目指しているところでもございますし、この8月には

病床の再編を行ってございます。一般病床、3病棟体制の150床で運営しております。診療科単位での病棟管理というのを原則的に維持する中で、あいている病床を他の診療科の患者を収容するという、共同利用ということを行うことによりまして病床利用率を上げていこうということで現在目指しているところでございます。

この病床管理につきましての専門チームの設置というお話でございますが、病床の運営管理、あるいは管理体制につきましては、経営戦略室で検討いたしまして、経営戦略会議を通じて対策を講じてきたところでございます。また、各病棟、科長間でベッドの管理調整を行っておりますが、これまでの状況を見ますと、更に循環器内科の8月からの入院開始を合わせまして、今後冬場に向けまして病床利用率は若干上がるものというふうに考えているところでございます。

また、病院の各種会議は、そのほとんどが勤務時間終了後に開催しているということもあります。また、限られた人員での病院運営をしている状況にあるものですから、更にこういったものを増やすということは若干課題もあることから、新たな専門チームの設置につきましては、現在のところ難しいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 病床の利用率アップは経営上大事なことだという認識はあるようだけれども、ぜひともこの部分に力を入れて取り組んでいただけたらと思います。

それから、次に一般会計からの繰り入れのルールというものについてお聞きしたいんですが、20年度に改革プランを策定したときに、一般会計からのルール化ということで取り組んでいるんですけれども、まず初めに、このルールの基準というものはどういうものなのかをお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 加藤課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

地方公営企業は、独立採算の原則をもって運営することが求められているところでございます。しかし、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費、それから能率的な経営を行ってもその収入で客観的に経営が困難と認められるものなどにつきまして、地方公営企業法に基づきまして一般会計からの繰り入れが認められているところでございます。また、これらの繰り入れに関しましては、毎年、地方公営企業繰出金についてとして国から通知がされ、その一部について交付税等において考慮するものとして繰り出し基準が示されているところでございます。

ただ、平成19年度までは、この基準に基づく繰り出しのほかに、赤字が生じた場合、赤字繰出金として措置を行ってきております。先ほど言いましたガイドラインでは、明確な理由に基づき繰り出しを行うこととされましたので、こうした赤字繰出金については認められなくなりました。そこで、20年度繰り出しにつきましては、繰り出し基準に示されていましたが、今ま

で支出してこなかったりハビリ医療に関するものなども含め、原則的に繰り出し基準に示されたものを支出することとしたもので、特に20年度に限り、経営健全化計画において不良債務解消に要する経費の繰り出しが認められましたことから、これに対応したところであります。

また、改革プランを遂行するためには、これ以外に療養病床に要する経費、病院移転改築に伴います元利償還金のうち繰り出し基準以外に相当する部分、それから高度医療及び高額医療機器の賃貸借分などを新たなルールとして繰入金にルール化したところでございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、私なんかは、ルールというなら1つの基準という枠があるんじゃないかなというふうに思って、この枠内での繰り出しだなというふうに思ってしまおうんですが、今の御説明ではいろいろな名目で増やしていっていると、繰出金を増やしていくというような、いわゆる対象事項が年度年度によって変わったり増えたりしているというんですが、これというのは病院会計の赤字をまずは出さないということを大前提に、昨年よりも多くなったら、その部分を何か名目つけて増やすということで赤字を抑えていくという、そんなふうにしていっているルールではないかなというふうにも見えてしまうんですけども、そこら辺、底なしなのか天井知らずなのかわかりませんが、そこら辺のところをもうちょっとわかりやすく教えてください。

委員長（丹 正臣君） 加藤課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答え申し上げます。

先ほど御説明しました国が示す繰り出し基準につきましては、その内容が変更される場合がございます。例えば、医師確保に要する経費というものにつきましては、20年度までその基準がございました。一部について基準外の繰り出しとして300万円から500万円程度受けていたわけですが、21年度から明確に基準が示されたことから、これに相当する金額として7,100万円を受けるとともに、22年度からは新たに医師の派遣を受けることに要する経費についても繰り出し基準が設けられまして、医師派遣に要する経費分など1億9,100万円を受け入れたところでございます。

ただ、これらにつきましては、公立病院特例債を借りている中で、病院決算に赤字を計上することは認められていないこと、そしてさきに申し上げました赤字分解消の理由での繰り入れが認められていないこと、こうしたことから繰り出し基準が明確にある経費を計上して、こういった繰り入れを行ってきたところでございます。しかしながら、むやみに繰り入れを受けることは決してならないことは当然でございます。23年度における医師確保対策関係分につきましては、22年ほど赤字計上とならなかったことから、8,800万円と減少したところでございます。ただ、病院としては、以前も申し上げておりますが、少なくとも改革プランで示している一般会計からの繰入金で9億円前後でございますことから、最低でもこれを上回らないことを目標に経営に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に苦しいやりくりをやっているなというふうにも見えますけれども、そこで、これからのことですけれども、この経営改革プラン、近々また見直しをされるのかどうか。本年度は新たにお医者さんを迎えまして、いろいろな部分で見直しをされるのかどうかということ、これは一応26年度までというふうになってはいますけれども、その後、27年度、28年度、ずっとこのプランは継続していくのかどうかということなんですけれども、そこら辺の方向性をお聞きしておきたいということ、ぜひとも黒字経営をしっかりと目指すんだという意思を示して、質の高い、満足度の高い、そういう医療を市民に提供するんだと、そういうことをしっかりとつかまえて、きめ細かいプラン、もし見直してつくるというなら策定を望んでおきたいと思いますが、そのところをお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 吉田市立病院事務局長。

市民病院事務局長（吉田博行君） ただいまの経営改革プランに関してでございますけれども、現在においては今のところ26年度までの計画でありますので、この計画でいきたいと、そういうふうに考えてございます。ただ、やはり病院経営、大変厳しい状況が今後とも続くと、こういったことが予想されておりますので、26年度でプランが終了いたしますので、その後のことも十分勘案する中で、プランが終了するまでに新たなプラン、こういったものはつくっていかねばならないだろうと、そういうふうには考えてございます。

それと、黒字化を目指すという考えでございますけれども、私どもとしては常々このようなことは考えているわけでございますけれども、ただ平成20年度以降のプランを進めていく中で、例えば私どもが常勤の医師の方々については基本的に退職はしないだろうと、そういうふうに見込みながらのプランを策定していたわけでございますけれども、例えば呼吸器内科の先生2名が退職されると、こういったことになると、病院の収支そのものも大きな影響が出てまいりまして、そういったことがありまして、結局23年3月にプランの見直しをしなければならなかったと、こういった状況になったわけでございますけれども、このたび、この24年度に循環器の内科の常勤医を2名確保したと、こういったことになっておりますので、こういったことが病院の経営に大変いい状況をこれからもたらさだろうと、このようにも考えてございます。今後ともやはり新たな医師の確保、それと看護師の確保、先ほどの答弁の中でも、就学資金の貸し付け状況からいけば、今後3年間それぞれで9名ずつということになりますと、3年間で27名の看護師が増えるわけでございますけれども、そういったことが予想されるわけでございますけれども、それ以上に中途採用でもどんどんと看護師を活用する中で、休床している病床を開く、こういったことをしながら収益の確保を図って、黒字化、こういったことを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 2008年に北海道は自治体病院の再編を進めるということで広域化連携構想というものを出してきたわけですが、それ以来ずっと士別市立病院は名寄市立病院との連携ということで模索してきているんですけども、このことについてはこの改革プランにもずっと検討するというので、毎年検討するというので続いてきているんですけども、こちら辺でちょっとどんなふうに検討しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 加藤課長。

市立病院総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

自治体病院の広域連携化につきましては、現在名寄保健所が中心となりまして、自治体病院広域化連携構想に基づき、上川北部地域行動計画を策定しているところであります。最終案につきましては現在検討されておりまして、今年中に策定される予定というふうになってございます。主な具体的な内容といたしましては、センター病院が中心となりまして急性期医療を担うと。それとともに、病院にあっては二次救急を担う中で、急性期につきましては消化器内科、循環器内科、外科、整形外科を中心に診療に当たるとともに、慢性期病床の確保についても進めていくこととなる内容になろうと考えておるところでございます。

また、広域連携を図る上で必要となります診療画像などの診療情報のネットワーク化につきまして、本年度、病院では診療画像情報システムを整備いたしまして、デジタル化に対応できるようにするとともに、これに加えまして、市立稚内病院、枝幸町国保病院、名寄市立総合病院との間で道北北部医療ネットワークシステムの整備を図ることとなっているところでございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 最後の質問となりますけれども、一般的には病院で働く人たちが生き生きと働けるという病院、あるいは患者さんが喜んで病院に足を向けると、そういう病院は黙っていても患者さんは集まるし、お医者さんも集まると、そういうふうに言われているんですけども、この経営改革プラン、これを達成するんだという、そういう意識は、市立病院で働く人たちみんなの共通の意識になっているのかどうかということだと思っております。一部の管理職とか一部の中心のお医者さんとか、そういう方たちだけのものでは、残念ながらこの改革プランは私は達成できないんじゃないかというふうに思うんですが、すべての職員、それは看護師さん、お医者さんだけでなく、いわゆる技術をする人とか、あるいは会計をする人とか、そういうすべての職員のものとしてこの改革プラン、これを何とか達成するんだということで意識を統一して取り組む、まだ取り組んでいないような私は気がするんですけども、ぜひとも取り組んでいただきたいと思うんですが、そういうことに関してはどのように取り組もうとしているのか、あるいは取り組まなくてもいいと思っているのか、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 吉田事務局長。

市民病院事務局長（吉田博行君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁で少し漏れたところがございますので、まず先にお話ししたいと思いますけれども、入院患者に対する病院の対応ということでございますけれども、やはり特に看護師の者が患者に対する対応、これが丁寧な対応をすることによって、やはり市民の入院されている方、あるいはその御家族に対しても好印象を病院に対して持っていただけるだろうと、持っていたかなければならない、こんなことを考えてございますので、特に接遇に関しては、今年も7月に接遇に関する研修、こういったことを行うとともに、例えば入院されている患者の方々がどういうふうなことを考えているのかと、こういったことも含めまして、総務省の経営アドバイザーからの御提言もあったことではありますけれども、入院患者アンケート、こういったものを今年から始めております。そうした中で、患者の皆さんのお考えを酌み取りながら、改善すべきものは直ちに改善する、こういった看護部の科長会議でおろしていく、こういったことをしながら、できる限り入院の環境、こういったものを整えてまいりたいと考えております。

それと、あと改革プランに対する考え方でございますけれども、委員お話のとおり、全職員がそういった病院を改善していくんだと、こういった気概を持っていくということが、共通認識に立つということは、私どもとしても大変重要なことだと、このように考えております。このため、病院としましては、例えば平成20年度から改革プランを策定したわけでございますけれども、そのときには全職員に対しましてこのプランの内容を説明しておりますし、その後におきましても、今まで行っていなかったんですけれども、病院の決算状況、こういったものについてもやはり説明する中で、病院の経営がこれだけ厳しい、こういったことについても周知が図られるだろうと、このように考えてございます。

それと、あと23年度でございますけれども、院長が交代した年でもございますので、都合7回にわたりまして院長の病院に対する考え方、こういったものを院長みずからがその場に入りまして説明に当たると、こういったことをやってきております。更に、昨年でございますけれども、6月から7月にかけて、職員のみならず、非常勤、嘱託職員の方々とか、業務委託に携わっているの方々、こういった方々からもいろいろな御意見をいただきたいということで、病院改善に向けた提案を求めたところでございます。そうした中で、227名の方からさまざまな提案をいただいたわけでございまして、御意見が寄せられたわけでございまして、これらについても可能なものから実現させていくと、こういったことを図っているとともに、例えば院長が日ごろから申し上げているわけでございますけれども、全員野球でこの病院の厳しい状況に立ち向かっていくんだと、こういったことも申し上げているわけでございますので、委員のお話のとおり、全員が共通認識に立って経営改善を図っていく、こういった意識を今後とも持つように、いろいろな場をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 終わります。

委員長（丹 正臣君） 菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） 総括質疑をさせていただきます。

最初に、新エネルギー導入支援事業についてでございます。

昨今、国内において、それぞれ原発事故以来、いろいろなエネルギー施策がそれぞれの地域で、そしてまた事業者間で、あるいは企業で、それぞれのエネルギーをつくるための行動が非常に活発にされている今日であります。そこで、本市に置かれているエネルギー導入促進事業について、このたび、この機会に質問させていただくものでございます。

最初に、この助成事業の概念と事業の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 丸企画課主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） 私のほうから住宅用太陽光の発電システムに対する助成事業の制度について御説明させていただきたいと思っております。

まず、現在、住宅用の太陽光システムの導入に対する補助制度といたしましては2つございます。1つは、国の制度ではございますが、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金というものがございます。こちらにつきましては、対象者、こちらは住居用として使用する建物、こちら店舗、事務所等の兼用は可能でございますが、こちらに太陽光発電システムを新たに設置する個人、法人、または建物区分所有等に関する法律に基づく管理者ということになってございます。条件につきましては、太陽光発電システムの購入者、また電灯契約をしている契約者本人ということになってございます。補助対象経費といたしましては、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属品の機器、設置工事に係る費用ということになってございます。補助対象額でございますが、こちらにつきましては、キロワット当たりの補助対象経費が3万5,000円から47万5,000円のものにつきましては1キロワット当たり3万5,000円、また47万5,000円から55万円の補助対象経費となっているものにつきましては1キロワット当たり3万円ということになっておりまして、それぞれ上限が10キロワット未満ということになってございます。

2つ目でございますが、こちらは市の単独事業でございます住宅用太陽光発電システムモニター助成事業でございます。こちらにつきましては、対象者が市内に居住する個人ということになってございます。条件といたしましては、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方、また市内事業者において設置工事をする場合に限る、電灯契約をしている方、市税を完納している方などございます。助成額につきましては、1キロワット当たり7万円、上限につきましては3キロワットまで、金額にいたしまして21万円ということになってございます。補助対象経費については、国の基準と同じ内容となっております。

なお、先ほど御説明させていただきました国の補助制度でございます住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金との併用は可能となっております。

これまでの実績といたしましては、平成21年度につきましては1件、平成22年度につきましては9件、平成23年度につきましては4件という形になってございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 実績はこれから聞こうと思ったんですけれども、実績まで言ったんですけれどもね。平成23年度が4件の84万円の助成がされております。それで、今キロワットのお話が出ていましたけれども、その規模がみんな同一規模なのかどうか、その4件に当たってはどのくらいの出力を擁しているのか。それと同時に、ちなみに今年度どれくらいあったか、件数だけでもお知らせください。

委員長（丹 正臣君） 丸主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

23年度4件の発電の容量の内訳でございます。1件が3.8キロワット、2件目が4.18キロワット、3件目が4.46キロワット、4件目が3.42キロワットとなっております。

なお、平成24年度につきましては、10月末現在で4件の申請が上がっているところでございまして、こちらにつきましては1件が3.8キロワット、2件目が4.95キロワット、3件目が3.99キロワット、4件目が4.95キロワットとなっております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それぞれ4キロ、5キロ未満ぐらいの設備投資でそれぞれ発電をされているんですが、例えば1戸当たりの住宅、これぐらいの設備をしたキロワット数からいくと、そのお宅の年間の何%ぐらいがこのワット数ぐらいのもので必要なんでしょうかね。平均的で結構ですけれども。

委員長（丹 正臣君） 丸主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） 一般的には、10年をめぐりに実際投資した金額が対応できるという形で聞いてございますので、実際何%かという部分になると数字的なものはちょっと出てはいないんですけれども。

委員長（丹 正臣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 今、丸主幹のほうから、平成23年度、24年度に申請が上がった個々の設置容量をお話ししましたけれども、例えば23年で、一般住宅で平均しますと約4キロワット、24年度についても約4.4キロワットということで、こういった数値からいたしますと、一般家庭では4から5ないしのキロワットで設置がされているというような状況であります。

（発言する者あり）

委員長（丹 正臣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 大変すみません、今データの的に調べておりますので、後で御回答申し上げたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 年間にどれぐらいの今容量がされているかという質問であります。

それで、それならば、この4キロぐらいの設備投資をする場合に、では平均的にどれぐらい

の投資額なのか、お聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 丸主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） 年間の投資額について、平均についてお答えいたします。

平成23年度につきましては、平均のまず設置容量でございますが、3.97キロワット、それに対して事業費といたしましては約240万円ということになってございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 240万円の設備投資に対して、キロワット7万円ですね、ですから大体10分の1ぐらいですか、21万円が限度ですから、大体それで10年間でチャラになるという計算でいいですかね。そうならば、これから、今までは平成23年度まではそれほど事業的に4件、今年もその枠が全体の予算が4件ということで、今後非常にこれは各民間で増えていく要素があるんじゃないかなというふうな思いで、新年度については相当申し込みがあった場合に備えて、予算ももう少し必要なかと思うわけでありまして、現在市のほうでとらえているそういう事業に対する希望とか要望とか、来年度やりたいんだというふうなことなんかをまとめた経緯はあるんでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） この市の単独のエネルギーの支援事業につきましては、21年から3年間実施してまいりました。こういった国の今の地球温暖化ですとか、昨年の東日本大震災でエネルギーの観点から、新たに24年から3年間、それを継続してこのエネルギーの推進に当たりたいということで、3年間この事業を延長した経緯がございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いや、経緯はわかるんですけども、これは実施した、もう23年度までは終わっているだけけれども、今の時点、これから新エネルギーに対する皆さんの需要が、申し込みがあると思うんですけども、市のほうでそういう情報をどの程度市民から要望があるものなのか。

というのは、今、本市にもそういう事業を目的に設置しようとする動きがあるというふうに聞いていますし、そういう中で、確かに事業を目的とする場合もあるけれども、それぞれ住民意識として自分のエネルギーを少しでも役に立てようとか、省エネに結びつくような設備投資をしていこうというような動きがあると思うんですよね。これから高まってくるのではないかなと思うわけです。なので、今個人にしても法人にしても同じような比率で、同じ助成額ですよ。ですから、これから例えば会社とかいろいろな施設、民間でやられている場合、それが太陽光をこれから設置しようとする場合には、同じ基準でいいのかなというふうなこともあるものですから、今後そういう需要を見込んでいろいろな助成制度も段階的に、あるいは個人はこのくらいまでと、あるいは規模的にこのくらいまではこのくらいの助成をしましょうとか、そういう新しい基準が出てこない、いろいろな矛盾点が出てくるものですから、今ちょっと情報としてどうなのかという質問だったんです。なければいいですよ。

委員長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 私のほうからちょっとお答えをさせていただきますが、今の太陽光の発電については、大変関心が持たれている事柄であるというふうに私たちも認識をしています。それで、今うちの助成制度というのは、あくまでも個人向けの住宅に対しての制度ということで、市内にもそういう太陽光を扱う事業者が増えてくるなど、そういった機運は大変盛り上がってきているというふうに認識をしています。ただ、今のこの時点でありましてけれども、来年設置をしたいというお話については、まだここではとらえているところではありません。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 先ほど話したように、本市にもそういう事業として、営利を目的としてこういう設置を要望する事業者があるということを受けての質問だったんですが、やはり今後そういう形で法人とか個人の場合は規模が全然違ってくるというふうなこともあって、ただ売電していくわけなので、企業の場合はですね、事業所としてやる場合はですね。ただ、自家用としてあくまでも使う場合は、やはりいろいろな基準をこれから市内の各事業所が取り組みやすいような助成制度を設けるべきじゃないかなというふうな思いでの質問でありました。

それで、事業としてやる場合と自家用としてやる場合、個人と法人、いろいろな分け方があった場合に、やはり本市としてどのようなメリットが今度出てくるんでしょうか、これに対して。助成することによってのメリット。

委員長（丹 正臣君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 太陽光発電の設置のメリットということでありましてけれども、去年、東日本大震災が発生しまして、それまでのエネルギーのあり方と、それ以降のエネルギーのあり方ということは大変違う局面を迎えているというふうに私たちも認識をいたしております。そういう中であって、こういう原発なんかのいろいろな議論が今あります。また、この夏には7%の節電も行いましたし、この冬、北海道、大変厳しい中でまた7%の節電の要請があるなど、このエネルギーについての状況というのは大きく変わってきている中でありますので、こうした再生エネルギーを活用するということについては、電源のしっかりとした確保という面では大変意義があることだというふうには認識をしています。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） メリットというふうになると、やはり用地を貸して貸付料とか、あるいは固定資産税とかが見込まれる、事業の場合ですね。

ちょっと調べたところによりますと、個人住宅でこの太陽光を設置した場合は固定資産税が無税だというふうに聞いているんですが、その辺ちょっと整理していただけますか。個人では無税、法人では課税されるんだということでありまして、その辺どうしてそういうふうなことになったのかお聞かせください。

委員長（丹 正臣君） 穴田税務課主幹。

税務課主幹（穴田義文君） お答えします。

太陽光発電設備を家屋評価に含めるか否かにつきましては、固定資産評価基準により判断することとなりますが、具体的な取り扱いにつきましては、平成12年、総務省から通達が出ており、判断基準が示されております。その中には、当該設備が屋根の仕上げ建材として直接取り付けられているものは家屋の評価に含める、また家屋から独立して設置された設備や、取り外しが容易で別の場所に移動できるものは、家屋の構造上、一体となっているものではないと判断し、家屋に含めないとなっております。

一般的に北海道内で設置されているのは、本州とは違い積雪もあることから、屋根の一部としてではなく、屋根から離して設置されているものが大半であると思われます。士別市におきましては、家屋として評価されているものはございません。

なお、事業用資産として取り扱う場合についてでございますが、地方税法の規定により償却資産として申告義務があり、固定資産税の課税対象となります。固定資産税の課税客体となる償却資産は、事業の用に供することができる資産で、減価償却費として法人税または所得税の規定による損金または必要経費に算入されるものということになっております。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 固定資産税の種類というか、課税あるいは非課税に関する国の考え方を示されたわけでありますが、士別には屋根の部分に取りつけたのではないと今おっしゃっていましたが、それぞれこの助成制度ができる前後ですね、それぞれつけている方、結構いますよね。もしあったら、それはそれとして、後ででもいいんですけども、戸数ちょっと知りたいと思うんですけども、単独設置の場合、今課税されるとおっしゃっていましたがね、個人でも。そうなってくると、例えば上士別地区なんかで農家で2個とか単独で設置していますよね。それが個人の場合で課税されるという判断基準は、建物の一部じゃないからと今国税のほうの言い方なんですかね。屋根についたらあくまでも家屋だからそれは非課税だけれども、屋根じゃなくて単独で立てたら課税されるという、その基準がね、そうすると、例えばですよ、それが課税されるときに、今の助成制度事業自体は課税も非課税も関係なく、それを設置する場合は今の現行の制度の1事業21万円を限度とする助成金はどちらでも構わなく払われているんでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 得字税務課長。

税務課長（得字繁美君） 今のお話なんですけれども、あくまでも課税されるというのは、屋根の一部、屋根の部分ですね、そこに埋め込まれているといいますか、そういったものについては建物として評価をされます。それから、屋根の上に乗っかっているといいますか、雪がありますので、直接べたづけされているようなものでなくて、少し離されているもの、そのものについては、建物の一部でないというようなことで、これらについては課税をされません。され

ないということでございます。

以上でございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 例えば、建物を建てて新設をする、あるいは設備投資するにしても、屋根にべたづけだったら課税され、建物の一部なんだと、少しでも離れたらそれは単独だとなっちゃうと、例えば非課税、税金を逃れるために、その部分をどういうふうな判断を皆さんはされているんですか、その評価するとき。例えば、建築するときは一括に契約をしますよね。例えば新築、この家は3,000万だと。屋根に太陽光をつけて一括で契約した場合、それから後づけしてべたづけにしたとか、それは非課税だと。上にただ乗っかっているだけだったら税金がかかるんだということ。それと、さっき言った単独で立てた場合。単独で家の違う場所に基礎コンクリートでつけていますよね、学校なんかもここはやっていますけれども、そういう場合の基準がね、これから私、なぜこういうことを言うかということ、さっきお話ししたように、こういう部分の設置が非常に多くなるんじゃないかという予想からして、やっぱりあやふやな基準じゃなくて、きちっとどっちともとれるような考え方じゃなくて、やっていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。

それと、先ほども若干お話ししましたが、個人と法人が非常にわかりづらくなっていると。法人の場合は、資産計上だから、減価償却するから、経費に一部参入していくから課税されるんだよと。では、個人は減価償却ないから課税されないと。だったらいいんだけど、それは部分的なつながりのべたづけだったらいいけれども、単独とか離れたら課税されるんだよという言い方がちょっとね、どこがおかしくなっているような気がするんですけれども、その辺ちょっと整理してください。

委員長（丹 正臣君） 得字税務課長。

税務課長（得字繁美君） 先ほども申し上げましたけれども、屋根から離れているものは税がかからないと。固定資産税はかからない。屋根の一部、本州は屋根の一部に組み込まれていると、瓦屋根の間にパネルが張ってあると。実質建物の一部になっているものについては家屋評価をいたします。ただ、屋根の上に乗っかっているといいですか、若干足場みたいなものというんですかね、そういうもので建物と一体となっていないものについては、家屋として評価をされませんということでございます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その部分はわかりました。

今度、その非課税と課税がそういうふうになった場合、法人だったら減価償却していくから課税されるんだということの考え方、では個人の場合、どういう評価されているんですか、おたくらは。例えば、後づけで屋根から離れた場合、ちょっとでも離れたと、一部じゃないと。では一部だったらどういう、屋根材の上にただ乗っかったらもう一部じゃないというふうな見方をするんですか。

委員長（丹 正臣君） 穴田主幹。

税務課主幹（穴田義文君） お答えします。

家屋と一体となっていない太陽光発電設備については、現在固定資産税の課税客体ではないということになっております。

（発言する者あり）

委員長（丹 正臣君） 穴田主幹。

税務課主幹（穴田義文君） お答えします。

固定資産税の償却資産の課税客体としましては、個人のものであるのか、法人のものであるのかという要件につきましては、要件がなくて、その設備が事業の用に供されているのかいないのかというところで課税客体であるかないかという判断になります。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 課税客体という意味がちょっと私は理解できないんだけど、事業のようになっているかなされていないかということは非常に難しいんじゃないですか。例えば、法人の会社の事務所に法人だけの仕事をしている会社と、それから事務所の中に家屋が一緒になっていて、どっちにそれをするんですかという。企業は会社の経費で当然のように例えば屋根にこれをつけたとしますよ。その住居部分が、例えば課税されないような施設であって、法人が償却資産としてダブルでやっている可能性もありますよね、これ。だから、見方として、法人の単独の事務所の上だったら法人が使うんでしょう普通は。例えば、そこに住居も一緒にあったとしたときとか、いろいろな状態が出てくると思うんですよ。ですから、その判断基準が非常にきちっと皆さんしていかないと、今年、去年も4件ずつだったけれども、これから増えていきやすいかという、そういうところから今回質問させていただいているんだけど、非常に固定資産に対する税金、課税される、非課税されるという線引きがきちっとされていないような気もするんですよ。課長からさっき言われた屋根に供しているとか供していないとかそういう部分とかね、事業に供しているとかしていないということで、法人、個人のことじゃないとは私は思うところもあるものですから、これからこの辺の対策をきちっとして、今まではこのくらいで済んでいるけれども、多くなったときのために、それからもう一つには、本市に今設置要望があるやに聞いている、そういうこれから九十九なり旧競馬場にそういう案があるというふうに聞いているから、例えばそういうときに、それは法人が設備投資するわけだから、償却資産だからということで簡単にそれはできるけれども、だけれども、そういう基準もまだないわけですよ、きちりね。こういうものに対する償却資産に対する20年を目途として事業をするわけだけれども、法人にこういう用地を市の所有地を貸し付けする場合、3年契約だと言っていましたよね。今聞いた、調べたら3年契約ぐらい。更新していかなくやいけないうちですよ。当然のように基礎コンクリートを打つわけだから、すぐ撤去できないから、当然のようにそれが継続的に減価償却していったら、それに課税されていくのはわかるんだけど

も、どうも法人と個人の住宅とか法人の事務所とか、あるいは単独だとか、家にくっついているとか、これって今壁にくっつけるのもあるんですよね、屋根だけじゃなくて。ですから、そういうものがこれからどんどん出てくるのが予想されるので、税務のほうもそういう基準をきっちりしないと非常にわかりづらくなると。ですから、しっかりこういうものを設置する方に事前にこういうことを情報としてきっちり流してあげないと、こんなはずではなかったと、助成金ももらったって、黙ってつくったほうがよかったというふうにもなりやしないかなと思いますので、きっちりその辺の条例なり、この条件について整備してほしいなと思うんですが、いかがでしょうかね。

それで、それを要望しておきたいのと、特に本市では公共施設に4、5カ所、今回まで太陽光設置をして、教育の観点から土別中学校、南中等々に設置されています。非常に教育的にそれは成果が上がっていると思うんですが、それ以外の施設に太陽光の設置がされているところについて、どのような評価を内部的にされているのか、それと同時に、もう一つは、今後の市の建設物に対してこれをどんどん設置していこうとされているのか、その辺の考え方、そしてもう一つは、こういう太陽光に対する国、道の補助基準というか、補助政策というか、補助はどのようなふうになっているか、今の時点でわかっている範囲内でもいいのでお聞かせください。
委員長（丹 正臣君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 前段、税の部分のほうの、再度お答えさせていただきますけれども、例えば法人で使う場合、その法人がその施設が営業のために使われる、例えばその電気が結局その法人を運営していく中で使われるといった部分については、やはり償却資産という扱いになります。ただ、それを今度売電するという目的でやっていく場合、それも当然償却資産になるわけですが、そうすると、発電をして今の環境対策のために売電していくということになると、国の税制上の優遇措置や何かも出てきます。固定資産税の償却資産の一部減免とか、そういった制度もあります。それで、恐らくこれから市のほうも市全体でそういう政策を進めていく上で、市の補助制度、それとか税の減免制度、先ほど委員さんのほうからおっしゃられたわかりづらい部分、家屋で屋根につければその屋根の建材として家屋の評価に入ってしまうという、そういったわかりづらい部分がありますので、そういった部分については市民のほうに、先ほどキロワット7万円の補助や何かの啓発をするときに、そういった部分もあわせて制度的なことについてもお知らせをしたいというふうに考えております。

（「パーセント教えてくれる」の声あり）

委員長（丹 正臣君） 中峰課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

これまで市の公共施設関係におきましては、都合4カ所の施設に太陽光パネル……、よろしいでしょうか。

（「一番先に」の声あり）

企画課長（中峰寿彰君） はい、わかりました。

それでは、先ほどの一般家庭でどの程度その太陽光パネルで発電を満たしているのかということについてのお答えをさせていただきます。

それぞれ家庭の電力使用量というのは大きく違いますけれども、例えば本市でモニターを実はさせていただいております、その事例で申し上げますと、これは23年度の実績ですが、年間トータルでその家庭ではおよそ5,334キロワットアワーを使用されております、これに対して発電で売った電気相当が2,861ということになっております。したがって、その家庭では半分の電気をその太陽光パネルで賄ったという実績がございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 私のほうから、これからの公共施設を建設するときに当たってどういう対応になるのかということでお話をさせていただきたいと思いますが、これまで土別中学校、それから南中学校、コスモス苑、サンライズホール、それから朝日の和が舎ではチップボイラーの導入、それから今建設中でありますバイオマスの堆肥化施設については太陽光発電、これらを取り入れながら今進めているところであります。

先ほども申し上げましたけれども、このエネルギーの問題というのはこれから大変重要な課題になると思いますので、市が建設する建物等々についてはこういった考えを持ちながらその構想を練っていくということが大事だというふうに思っています。

それから、先ほどのお答えの中で、メガソーラーの部分が欠けていたのかなというふうに思います。メガソーラー、今1社、協議中でありますけれども、仮にこれが実現するという事になれば、今、市が所有している遊休地の利用ですとか、それから先ほど菅原委員からお話のあった固定資産、それから賃貸料、こういったことのほかに若干なりとも雇用の関係が生まれるのかなという期待感を持っています。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今後どんどん見込まれる事業なので、そしてまた非常に大切なセクションでもあるので、大いに条件整備をしていただくと、今部長からお話があった遊休地の有効利用、これもやはり地域住民の問題もあるかと思いますが、積極的にでき得る場所にPRしながらやっていただきたいなと思うものであります。

そのことはお願いをして、この問題は終わらせていただきます。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員の総括質問が続いておりますけれども、ここで3時10分まで休憩をいたします。

（午後 2時54分休憩）

（午後 3時10分再開）

委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 続いての質問をさせていただきます。

過日終わりました東京土別ゆかりの会、そしてさっぽろ市土別ふるさと会、大変参加された皆さん、お疲れさまでした。そして、大変有意義な時間だったと聞いておるわけでございます。きょうの質問はそのふるさと交流事業について質問させていただくわけでありますが、この事業、毎年のように同じことの繰り返しで事業をやられていることに対して、この事業を今後どういう形で進めていかれようとしているのか、そしてまたこの事業については、それぞれの札幌、そして東京、それぞれの土別のOBの方の事務局がいらっしゃると思うので、その辺との交流と申しますか、話し合いとかがあれば、この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（丹 正臣君） 東川秘書広報課主幹。

秘書広報課主幹（東川晃宏君） まず、ふるさと交流事業の今後のという部分の御質問ですが、ふるさと会との交流につきましては、これまでさっぽろ市土別ふるさと会と、東京土別ゆかりの会の総会が開催される際に、地元のほうから市、市議会、商工会議所等の各団体に御出席をいただきまして、本市にゆかりのある方々との交流を続けてきたところでございます。特にさっぽろふるさと会の皆様につきましては、毎年ふるさと育英資金としまして御寄附のほうをいただきますとともに、土別市産業フェアのほうにも来所いただきまして、イベントを盛り上げていただいております。物心両面からの支援をいただいているというところでございます。

例年、さっぽろ市土別ふるさと会の総会には、本市から20名を超える方々が参加しまして、また東京土別ゆかりの会の総会には、おおむね10名程度の方に参加をいただきまして、いずれも会員の方を含め、総勢70名程度の参加のもと、盛大に開催をしているところであります。

今後におきましても、イベント情報や地元特産品のPRなどを含めまして、また本市を紹介するDVDなども持参するなど、新たな取り組みをいたしまして内容の充実を図りながら、引き続き交流のほうは実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 先ほどもお話ししたように、この事業に対しての否定をする立場ではございませんが、私も土別の議員になってからずっと何度か参加させていただいている中から、そしてまた議員からいろいろなお話も聞く中で、今後この事業を今の形のような形で毎年同じことを繰り返していくのかと。どうも私からすると、さっぽろふるさと会の人たちはいろいろなイベントに近いから来られますし、その成果がこういうふうに、今発表されたようなことがあるんですが、東京ゆかりの会については、なかなかやっぱり遠方だということもあって、そしてまた参加されているというか、向こう側の東京ゆかりの会に出られる方が毎年のように同じような方が参加されているんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、今の形のよ

うな形でやっていくと、どうしてもこちらから参加する人たちがマンネリ化になってきているということもあって、どうも、自分も行ったことがある中からであります、大変御苦労なさっているんじゃないかなというふうな思いもあるわけでありまして、歓迎する側は、その総会に合わせて土別のほうから、本市から行かれるということで、非常に土別のお話を聞ける、あるいはまたそういう情報交換がたくさんあるからよろしいかとは思いますが、果たして毎年このようなことでいいのかなというふうな思いもあるわけでありまして、皆さんの行かれる方の御負担になってやしないかということで、私からはこれからは、例えば向こうとの兼ね合いもあります、隔年開催をしたり、そういうことも暗に視野に入れながら御検討したらいいかなと思うんですが、今の答弁ですと、このままこういう状態で続けていくということでありまして、部内的にはこういうことは、主導権は向こうが握っているので、こちらからあせい、こうせいということはないんでしょうけれども、何らかの形にしていきたい、していったらどうかと。それから、あわせてそれぞれ札幌も、それから東京のほうも若い人たちが全然入ってきてやしないんじゃないかと。今後この会の行く末がどうなんだと。若い人は土別を出たばかりで余り関心もないでしょうし、あるいは30代、40代の方は自分の仕事やら、あるいは子育てで忙しくて、こういう出る暇もないのではないのかなとは思いますが、こういう時代でありますから、名簿等々の取り寄せも非常にできないかとは思いますが、それぞれの地元では入会者がどれくらい今いて、そしてどういう活動をして土別の方の参入をやられているか、もしわかれば、向こうでやっていることなので、何人がいてどうのこうのはないかもしれませんが、どういう活動をしていられるのか、札幌、それから土別ゆかりの会も含めてお聞かせいただければと思います。

委員長（丹 正臣君） 田中秘書広報課長。

秘書広報課長（田中寿幸君） ただいま東京、札幌、それぞれふるさと会の入会者が何名ぐらい、どれくらいいるのかという御質問でございましたが、その部分につきましては、名簿につきましては、古い平成10年、平成16年の名簿というのは手元にあります、今現在、総会の案内状を発送している方につきましては、東京では約640名ほどということで横ばい状態が続いている、それから札幌につきましては約400ぐらいの案内状を出しているというようなことでございます。

若い方の育成というお話がございますけれども、先方の事務局とは、やはりこちらのほうもお話をする中で、やっぱり会員の参加者の高齢化というものは共通認識でありまして、そこで今年度から、土別市からの参加者につきましては新聞紙上で一般公募を行いましたほか、ホームページ、フェイスブック等を通じまして募集を行いました、より多くの市民の参加を促したところでありまして、期待した成果は得られていないという状況にあります。今後さらなる交流拡大、それから交流を次世代につなげていくという意味からも、より多くの市民の方々、そしてさまざまな世代に参加していただくことが重要でありまして、特に若い世代の方々の交流を推進する必要があるというふうに考えております。ということで、若い方たちが

参加しやすい、また参加できるような体制や内容について、今後とも毎年ふるさと会事務局、それから市内関係団体とも連携協議を行って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 言っていることはわかるんですけども、なかなか実を結ばないというか、非常に難しい部分ですよ。東京に640人とおっしゃいましたか、今。非常にたくさんの士別の出身の方がいらっちゃって、それくらいの人数を把握していらっちゃると。むしろ札幌の400人というのはけたが違うんじゃないか思うくらいですけども、こういうふるさと会なるものに興味というか、ふるさとを思う年齢って、皆さんもそれぞれ年代、相違はありますが、やはり50代とか60代、一線を退くそのくらいが非常に思う、ふるさとに熱き想いをする、あるいはいろいろなことができ得る年代かなと思うんですね。ですから、そういうことから、どうしてもあいう会に行きますと、来ていらっしゃる方がそういう高齢に近い方が多いわけでないかと思うんですね。しかしながら、出身者は確実にその地域にいるわけでありまして、その事務局もいろいろな鋭意知恵を出しながら、会員の確保といいますか、そういうふるさとの情報をお知らせしてはいると思うんですが、本市のほうからするとホームページとかフェイスブック云々とありますが、なかなか地元、だれがどこにいるかわからないと思うんですね。ですから、それまで調べるといっても不可能だし、そこまで知っちゃどうなのかということもあるんですが、やはりこの会を有意義に、そしてまたその地域のいろいろな、経済人もたくさんいらっしゃるわけでして、そういう人とのつながりがどうも一歩踏み込んで、何かの形で、ただの懐かしい団体が集まっているんじゃなくて、士別からも市長初め、議員、そして経済界、農業団体も含めてたくさんの方がいろいろな席に行くわけだから、ぜひ向こうの人の情報交換をできる場所が少しあればいい、あったらないつも思っているわけですね。ただ飲んで、食事して、わからない人とお話をして帰ってくるというのは非常に残念だなというふうに思うわけでありまして、そういう意味からいくと、東京ゆかりの会なんかは1泊で帰ってくるのは非常に行かれる方はハードな会であるじゃないかなと思うんですね。お昼から懇親会をして、夕方の飛行機で帰ってくると。以前は、牧野市長になる前は財源もまだあったのかもしれませんがけれども、二泊だった東京がですね、お酒を飲んだ勢いで帰ってくるというのは非常に大変体的にも疲れると。ですから、そういうこともちょっと行く人の身にもなっていないかと大変じゃないかなと。受け入れる側はその日だけですからいいんですけども、こっちから遠距離で飛行機で行くということもあるので、こちらの体制もある程度考えていただかないと、行く人がどんどん減っていきそうな気もするし、行かれている方も、市長以下、議員だって変なこともしゃべられんし、大変難しいんじゃないかと。斉藤議員は輪島さんとお友達だったようで、非常に懇親を深められたということで聞いていますが、ぜひこのあり方を、我々が主導権を握っていないだけに、非常に議論するのがおこがましいんですけども、ぜひこの担当のほうも、今後に向けて若い人たちも入会させてほしいし、そして行く以上は行く人のことも十分

に考えていただきたいなと思うわけでありますので、それとお話しした経済界なり市民の参加が、一般公募がもう少しあってもいいんじゃないかと。しているんだろけれども、集まらないということも聞いていますけれども、どうかその辺の市民が少しでも参加できるように、公募する方法にも少し力を入れていただきたいと思うんですが、この事業全体について、市長からも、ちょっとお話を聞かせてくださいますか。苦労話もあるでしょうから。よろしく願います。

委員長（丹 正臣君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 菅原委員から、ふるさと会、そして東京ゆかりの会との今後の方向性についての御質問をいただきました。

まず、1つは土別ふるさと大使ですね。昨年からふるさと大使の皆様方に一同にお集まりをいただいて、ふるさとの思い、あるいは意見交換会を開催しているわけでありますが、ふるさと大使については現在14名の方に委嘱をさせていただいているんですけども、だれがふるさと大使かもわからないといったような状況もございまして、そういったことで昨年から開催をさせていただきました。今年は、総務文教常任委員会の視察にも合わせていただいて、議長初め議員の皆様方にも御出席を賜って、まずは会食に入る前に、それぞれお一人お一人から土別に対する思いなんかも聞かせていただきながら、その後交流会を行って、いろいろなお話し合いをさせていただいたところであります。

それと、今御提案のございましたふるさと会については、これは札幌も東京もそれぞれふるさとの思いのある方々が、役員の皆さんが中心になって自主的に開いていただいて、そこに私どもが参加をさせていただいて、土別のDVD等もお持ちをしながら、ふるさとの現況もお話をしていくところではありますが、きょうも東京ゆかりの会の新しい会長になりました石王会長が、先般私どもが行ったお礼方々、市長室にも来ていただきました。あるいは、今年の夏には、前会長の橋さん初めとして、数名の方が来ていただいたりしているんでありますが、私もお邪魔をさせていただいて、これは土別だけでございませぬ、この近隣の市町村がそれぞれ東京、札幌にふるさと会をお持ちになりながら交流しているんでありますが、どこも同じような現象になっているわけですね。

ですから、できれば今お話ありましたとおり、札幌についても東京についても、できれば前段に少し意見交換をするなり、そんなこともひとつ設定してもいかなものかなと思いますし、もう一つは、やっぱり土別から行かれる皆様方が、札幌なり、あるいは東京に同級生なりそれぞれいらっしゃるわけでありますから、そこにひとつ声をかけていただきながら集まってくれ、そういった手法も必要でないかということを考えていくなれば、多くの市民の皆様方が御参加できるようなシステムをつくらなければならないと思うわけですね。特に札幌あたりはバスで出かけますので、バスには1台どんと乗れますから、そういった意味では市民に公募もしながらこれからも努めていきたい、こう考えています。

やっぱりきょう会長が見えられて思ったのは、今年も来春に土別の南中学校が全国大会に野

球で行きますので、ぜひ時間があれば都心部にいる皆さん方で応援お願いしますというお話をしますと、やっぱり都心部にいて土別の名前を聞くのは本当にうれしいんだと、応援に出かけたいと、こういうお話もあったり、あるいは先ほどの答弁ではありませんが、育英基金だとか、あるいはふるさと納税の関係にも大変お世話になっていますので、これからもこのふるさとを愛する、あるいは応援していただくふるさと出身の皆さん方とは強い連携を持ちながら、できれば進めていきたいなと思っています。

きょうもインターネット中継していますので、札幌の方も、あるいは東京にいる方も、ふるさとを思う方は見ていらっしゃる方もいると思いますので、私どもその辺はしっかり情報を発信しながらこれから努めていきたいと、こう考えていますので、ぜひ大所高所からの、議員の皆さん方についても、このふるさと会に対する応援をよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それぞれのふるさと会、我が土別の応援団ということで、非常に力強い限りであります、この輪が本当に広がっていただくことが非常に大切でもありますし、非常に人口減に悩む本市でありますので、いろいろなこれからこの活用も含めて情報交換できたらいいなと思います。

それでは、この問題、これで終わらせていただき、最後の通告の問題、人口減対策についてということで質問をさせていただきます。

非常に人口減対策の一案ということで、自分なりにこういうことがどうだろうということで提案させていただき、質問させていただくわけですが、やはりこの地域、2市5町1村、それぞれ同じような過疎化に苦しむ地域でありまして、人口減少が一番大きいのが、残念ながらこの地域の中でも本市が一番大きいということで、非常に残念であるわけですが、その理由は多種ありますが、私はその理由の中で、人口減少に歯どめをかけるためにも、1つの試案であるのでありますが、この委員会で取り上げさせていただくものであります。

一番の課題として、やはり自分は経済人でもあるので、そういう立場からいっても雇用の場を確保をすることが一番その効果が早いと申しますか、そしてまた将来的にもその対策として生きてくるのかなというふうな思いであります。それぞれ、子育て日本一のまちを市長は提案し、今黙々とその事業の推進に当たっているわけですが、子育てに関する事業は非常に多いのであります。特に牧野市長就任以来、精力的に子育て支援に対しての事業が多いわけですが、どうも私からすると、そこはそこで非常に大切なんです、人口減対策の一案として、少年と申しますか、中学生、高校生、そして将来この地域に働ける人材を確保するために、その青少年対策について今それにつながるような事業、どういう事業がされているのか、最初にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 那須生涯学習部次長。

生涯学習部次長（那須政士君） 私のほうから、青少年対策にかかわる事業につきまして答弁を

させていただきます。

大きな項目といたしましては、非行対策及び指導センターの運営事業、それからそのほかに青少年健全育成に関する事業を私ども社会教育課のほうで取り進めているところでございます。

最初に、非行対策及び指導センターの運営についてでございますけれども、メインの事業といたしましては、社会教育課内に青少年相談員を配置いたしまして、子供たちあるいは保護者の方からの。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 違うでしょう。その事業の内容じゃなくて、青少年に、すなわち将来この地域に根差して働けるためにどういう事業が今皆さんで思ったらやられているかということ。子育ての事業もたくさんあるし、青少年の対策の事業も、資料をいただいているから、たくさんあるのはわかるけれども、すみませんけどその内容だったんですけども、これだというのがあれば聞かせていただきたいです。るる今非行だのどうのこうのじゃなくて。非行問題とかは、だれがやろうと、していなきゃいけないことなんで。

委員長（丹 正臣君） 那須次長。

生涯学習部次長（那須政士君） 今委員からお話のありました経済に絡んでということでございますけれども、社会教育課、指導センターで行っている事業の中で、青少年の健全育成のための環境整備、そういったものにかかわる事業について私のほうから報告をさせていただきたいと思えます。

青少年指導センターのほうの相談員の配置のほうは今お話しいたしましたので、そのほかの青少年対策の事業について御報告をさせていただきます。

非行対策の事業といたしまして。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 先ほど話したのは、子育て支援に対する事業についてはたくさんあるわけでありまして、青少年対策についても今お話をしたような事業がされてはいるんですけども、将来この地域に根っこを生やして生活する場となると、雇用する場所が必要になってくるわけですね。その雇用するような事業に、雇用に結びつくような、ここに定着するような事業を何かやられていることがあったらお知らせくださいという、今やっていることに対してはいいです。だから今、那須さんが来たのがちょっと。

委員長（丹 正臣君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えします。

学校でいろいろとやっている事業もございます。就業体験、職場体験事業ですとか、そういうところで地域の企業の中に入って行って、生徒さんたちがそういう企業の中身を体験していただくような事業、それから産学官で行っておりますマップづくり、地域の商店街のマップをつくることによって地域の商店街の内容を理解してもらう、またそういうことを市民の皆さんに知っていただくというようなことを勉強していただくような事業も行っております。また、

新規学卒者用の高校生のための企業見学会ということも行ってありますし、新しい新規での卒業される方に対する企業の説明会なんかも行っているところがございます。また、就職する前には、新規学卒者の就職促進会ということで接遇研修なども行ってありますので、そういう意味ではいろいろな子供たちにも職場体験を通した研修の用意をさせていただいているところです。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 行政としてでき得るような支援政策は今言われたようなことだと思うんですが、具体的には、私が先ほどお話ししたように、やはりこの地域がこれ以上人口減少しないでそれぞれが皆さんが生活するためには、この地域が元気になっていただいて、新規学卒者の安定的な雇用がこの場所で発生しなきゃいけないと思っているわけでありまして、その雇用に対する政策、今言われたような、職安とか、あるいは新規学卒者の求人要綱に対する会議所との懇談会とか、重立ったものはそれぞれ新聞でもわかっていますし、いろいろ聞いてはいるんですけども、どうも上滑りなような気がいつもしてならないわけでありまして、やはり一番皆さんはどうかと思うんですが、高校卒業して、あるいは専門学校卒業して、大学卒業して自分の生まれ故郷で働けるとするのは人間だれしもが、ほとんどの人が望むんじゃないかなと、特に私みたいに本州から来ている人間にすると、そういう故郷に対するそういう思いが余計強いんですけれども、しかし卒業後にこの地域に働くにしても、そういう場所が非常に限られた状況の中であるということが一番大きな問題であります。

そういう観点から、ここで働いて生きていくためには、その収入源である事業所並びに企業にそれぞれいろいろな支援政策を打ち出しています。ちょっとそれを整理してくれませんか。ある部分について。簡潔に。

委員長（丹 正臣君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） 今の御質問にお答えします。

雇用の安定につきましてが一番重要なことじゃないかなというふうに考えております。地元就職をする、していただくということが地域経済にとって一番大切なことだというふうに考えております。この地元に残っていただくためには、やはり地元企業が安定した運営ができることが一番大事なことだというふうに考えております。

市のほうとしては、そういう企業に対する安定した運営に対する助成といたしまして、中小企業振興条例に基づく各種助成制度、それから資金の融資活用などが用意しております。中でも、経済的支援というような中身では、人材育成研修事業などにも助成をしております。それから、雇用奨励促進事業ということで、労働者を増加した場合、前年度よりも1人でも多く雇用をした場合に助成をいたしております。それから、新規開業に関しても助成がございます。それから、間接的にはなりますけれども、住宅改修ですとか、店舗改修ですとか、そういったような改修事業をすることによって、各種企業の体力がつけるような事業の支援を行いまして、

そういう雇用に対する側面的からの助成をしているというような状況でございます。

以上です。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いろいろな支援をされているということですが、過去3年間程度、新規学卒者の就職率とか、市内に就職した方、わかればお知らせください。

委員長（丹 正臣君） 藤田商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査（藤田昌弘君） ただいまの質問についてお答えいたします。

新規学卒者の進路状況につきましては、土別地域の高校3校、市内翔雲高校、東高校の2校、剣淵町の1校から取りまとめを行っているところであります。平成23年度は就職者数58名のうち、21名が市内の企業へ就職、37名が市外の企業へ就職という形になっております。平成22年度につきましては、就職者79名のうち、34名が市内企業へ就職、45名が市外企業へ就職しているところであります。平成21年度は、就職者60名のうち、24名が市内就職者、36名が市外就職者となっております。

3年間の内定率についてですけれども、平成23年、平成22年度につきましては内定率100%という形になっております。平成21年度につきましては、内定率95.20%ということになっております。

以上になります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 内定は100%ということで、こういう就職難の厳しい時代に非常に効果はあると思うんですが、残念ながら市内就職率がまだ40%ぐらいですかね、これでいくと。ですから、この比率をどんどん高めていただくために、いろいろな行政支援やら、あるいは学校側も地元企業に対してのPRを盛んにやっているんですが、1つはやはりまだまだちょうど地元の経済状況が非常に悪い状態の中であるので、雇用が非常に新しく生まれてこないということでありまして。最近の状況から見ると、例えば23年度、市内例えば21名就職されたと申しますが、どういう業種にされているかおわかりでしょうか。もしわかれば、大ざっぱでもいいですから。

委員長（丹 正臣君） 藤田主査。

商工労働観光課主査（藤田昌弘君） ただいまの質問ですが、市内就職につきましては、主な就職先としまして、農業、林業、漁業関係、建設業、製造業、運輸業、輸送業、卸売業、小売業、医療福祉サービス業ということで就職先については押さえているところであります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いや、それだったらみんなになっちゃうので、例えば21名就職されているけれども、主なランク、3位ぐらいでもいいから、今だったら、全業種言われたらどこへ行ったか全然わからないので。わかりますか。

委員長（丹 正臣君） 藤田主査。

商工労働観光課主査（藤田昌弘君） お答えいたします。

重立った就職先におきましては、建設業、小売業、宿泊業という形になっております。

以上になります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 主なものは大体建設、小売、宿泊ということで、3団体ぐらいでありますか。私思うのには、非常に商工会議所、商工会を窓口にしなが、あるいはまたハローワーク等々、市のほうからもそれぞれの団体の長のところにそういう就職のあっせん要望等を儀礼的にされてはいるんですけども、ぜひもう一步市のほうで踏み込んでいただいて、それぞれの経営者に何とかコンタクトをとって会えないものかなと。行政だからそれぞれ商工会議所なり商工会なり農協なり、それぞれ助成も出したりして、お金やっているからおまえら来いみたいなね、そういうことじゃなくて、もう一步踏み込んでいかないと、非常に上滑りであるんじゃないかなと。

確かに市内の経済状況が悪いので、それぞれの事業所、企業がなかなか雇用を非常に打ち出せないでいる状況にあります。そういう中でありますので、ぜひ新規学卒者が今40%前後しているわけですけども、ぜひ5割を超える、あるいはまた6割、逆転現象が起きるように、市内に1人でも多くの方が残られて、この地域がより活性化する一番の要因ではないかと思うので、ぜひとも今後、もう少し一步踏み込んだ状況をお願いしたいなと思うわけでありませう。

それから、雇用主への経済的支援とか人的な支援ということでも質問を出しているわけですが、経済的支援は、経済界はそれぞれ営利を目的とした企業であるので、余りその部分には私はこだわる必要はないんじゃないかなと。ですから、今ある融資制度、あるいはまた住宅の改修事業とか、今独自でやられている事業もたくさんあるわけですから、そういうものを活用して経済界はそれなりに活性化していくはずであります。

しかしながら、一番やっぱり経済界に不足しているのがネットワーク、それから人、この支援が非常に今、こういう経済状況なものですから、企業全体が非常に人的にも希薄になっている状況で、いろいろな新しい情報が非常に、ネットワーク上はホームページとかではわかるんですが、なかなか情報として非常に少ないんじゃないかなと。ですから、そういう支援を、ぜひとも行政側から少しでも多くの支援を、そういう情報が各事業者に伝わるような形で何とかならんのかなといつも思っております。そういう経済団体のほうには、それは確かに書類、あるいはいろいろなパンフレットとか資料がたくさん行っているんですけども、ひとつそれぞれの事業所の経営者を対象にしたようないろいろな活動ができないのかなと、思っているわけでありませう。そういう意味からも、ぜひ今後とも定期的な懇談会とかすることによって地域経済が活性化し、そしてそれが雇用に結びつき、この地域が活性化していく問題になっていくと思うんでありますね。

一つには、市長の任意の会であるひぶな会というのがあって、それが牧野市長になってから復活して、最近是非常に土別の経済界も含めていろいろな団体の長が、あるいはまた事業主さ

んが入って、年に2度ぐらいあって、懇親を深め、そして研修もしたり、情報交換をその場所ではされているんですが、先ほどから話しているように、何とかそういう会みたいな形で行政側から市内の事業所、商店にそういう情報を流すような、そしてまた雇用を直接そういう場所でお話しできるような、お願いできるような形に何とかならないかなと。なかなか商工会とか商工会議所になると、全業種が一堂に会している団体でありますので、その中にいろいろな部会はあるにせよ、なかなかこの問題については、同じ企業者同士だけでなかなか話ができ得ない部分もあって、先日も高校の校長先生と会ったら、まだ決まっていない子がたくさんいるんだというお話でしたし、優秀な子もたくさんいるはずなので、ぜひとも土別の翔雲高校を卒業した子、あるいは東高校を卒業する子、そしてまた今は専門学校とか大学に行っている方もこの地域に帰って来られるような、そういう元気のある企業をつくっていくことが一番の大切なことではないかなと。そのことがこの地域がこれからも活性化していく大きな理由だというふうに思いますので、ひとつそのことに対しての考え方、お聞かせいただければと思うんですが、そういうことができ得るかどうか、さっき言った経営者云々、ひびな会の市長のやっておられるようなことをその業種ごとに集めたり、そういう経営者対象の何か行政支援ができればなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（丹 正臣君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

菅原委員おっしゃるとおり、人口減少社会を迎えて、雇用の場というのは、これは極めて重要なことであります。本来目指すところは、新たな企業立地なり企業誘致ということが一番即効性があるわけでございます。特に製造業あたりの立地、誘致というのは一番望ましいわけでございますけれども、今の取り巻く情勢下にいたしまして、なかなか難しいような状況でございます。

そこで、今菅原委員のほうから、市内経済界と、情報不足の中でもう少しネットワークを強めたらどうかといったお話がございます。例年、経済界との懇談の場といたしまして、予算編成期を前に、各団体のほうから新年度の予算編成に向けてこういったいろいろな観点から要望がございます。その際、いろいろなその団体が抱えています課題なり問題点等については、市の理事者もその場でお聞きして、後ほど回答としてお返しするわけですが、今年初めての取り組みといたしまして、商工会議所のほうから投げかけがありました。いわゆる商工会議所の正副会頭を初め、6つの部会の正副部長含めて、行政側の理事者、更には関係部長とそれぞれ情報交換させていただけないかということで、これは12月の日程的には20日ぐらいをめどに、そういった意見交換の場を設けているところでございます。

ただ、そこが菅原委員がおっしゃっている末端まで届くのかということになると、それは6部会の正副部長といっても、ある部会の代表でありますので、もう一つ我々ができるとすれば、ふれあいトークという形で、行政がいろいろな情報を持っている部分について、いろいろなニーズがあればいろいろな場に出向いて行って行政情報をお出しする中で、いろいろな情報

交換をさせていただくということは、これは可能でございます。

こういったことも含めて、こういった場でお話をさせていただいて、次の展開に広がるようなことを期待していきたいと思っております。

以上であります。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひいろいろな段階を通じて行政からもそういう御支援を、経済的にじゃなくてそういう御支援をいただけるようお願いしたいものだなと思うわけでありまして。

そうして、そういう地域経済が活性化し、雇用が結びついて活性化していくと、やはり今度問題になってくるのがまた定住化につながっていくと、住宅がどうなんだという問題も出てくるわけですし、この問題についてはいつも、朝日の三望台団地もきょうのお話に出ていたんですが、12戸、そういう国忠委員の質問の中に出ていましたけれども、朝日では12戸用意したけれども、だれも入らなかったと。入るわけないんですよ、ああいう状況の中では。まして、よそから来ていただく人をああいう場所に押し込むということは非常に失礼なことでもあるし、地元の人が入らないのに、よその人を入れるというそういう考え方自体がまずいわけでありまして、ぜひともそういう意味からも、公営住宅、今ある施設を少し見直ししながら、直せるものは随時直して、人がその地域に喜んでそこにいらしていただけるような施設にしていかなければいけないわけでありまして。また、新年度がやがてやってきますが、新しい就職地を求めてこの地へ来る人もそういう住宅事情が非常に厳しい中でありまして、確かに市の財政も厳しい中ではあるとは思いますが、ぜひ定住化に結びつくためには、今ある現有の施設をもう少しグレードアップしながら、住みやすい環境づくりをぜひとも急いでやっていただきたいと思うわけでありまして。

1人の雇用がその地元にも与える影響が非常に大きなものですから、ぜひとも先ほどからお話しているように、雇用に関係するような政策をいま一度取り組んでいただければと思うわけでありまして。そういう意味からいくと、この地域、先ほどお話、答弁に出ていたんですが、新規の学卒者が多い建設、小売、宿泊事業とおっしゃっていましたが、基幹産業である農林業は当然のように人手不足ではありますが、新規の学卒者が入っている状況、やはりこの地域は建設業が主体の事業ということもあって、やはり先ほどの新年度の経費が市長のほうから政策的に95%程度に抑えるんだというふうな見出しがありました。市政方針ではないんですけども。そういうことがあると、非常にまた来年度に向けて経済界は冷え込むわけでありまして、経費を節減するのは当然大事であります。毎年ここ何年か、非常に建設業界にはこの地域の箱物あるいは公共事業の整備には相当の費用を費やして、活性化につなげるようにされていることには非常に感謝申し上げるわけでありまして、毎年30億以上続いております。来年、ではどれくらいあるんだと。来年仕事はあるのか、そういう話をよく聞くわけでありまして、どうぞ雇用にはやはり将来展望が開けないとなかなか結びついていかないということもあるので、ぜひとも2月の予算発表の前に、できるだけ早い段階に、まちづくりの基本計画もあるわけであり

ますから、それを見れば来年の事業がどれくらいあるんだということはわかりますが、どうぞトップセールスマンである市長の中から早い段階で、来年はこういうふうになるんだよと、将来的にはこうしたいんだという、そういう将来展望が開けるような、何とか方向でお話をさせていただけないかと。そのことがやはり事業主、あるいは経営者もそれぞれ意を強くしながら、地元で雇用が発生できるようなところにも結びつくのかなというふうな思いでありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

職員の方それぞれが皆さん努力していただいているのはもちろんであります。もう少し危機感を強く持っていただいて、何とかこの地域がこれ以上人口減が進まないように、そしてまた経済界が活性化することによって雇用が生まれるんだという強い信念を持ちながらやっつかねばと思うのであります。最後にその辺のことを市長からでもいいし、どなたからでもいいですけども、御答弁をいただき終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ市長をお願いします。

委員長（丹 正臣君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） やはり今お話のとおり、雇用の場を確保するということがこの地域にとっては極めて大きな課題であり、目標であります。そこにおいて公共事業の果たしている役割というのは、極めて私はすそ野が広いし、重要であると考えています。なおかつ、公共事業にとって言えば、これは議会にも示した総合計画に基づきながら、それぞれ予算を組みながら実施をしているわけでありますから、そういった意味では、早い時期にというお話はあるんですが、やはり私が市長に就任させていただいてからは、記者発表の前にできるだけ早くまずは議員の皆様方に来年度予算についてしっかりとお知らせをして、その後、市民の皆さん方にマスコミを通して発表すると、こういうような段取りにさせていただきますので、これはこれからも守っていきたいと思います。

なおかつ先ほど経済部長が答弁いたしましたとおり、例えば農業問題、あるいは経済問題、あるいは建設、どんな福祉問題、医療問題、それぞれ担当職員がしっかりございますので、ふれあいトークなどを通しながら、それぞれの専門分野について長期展望なんかも含めながらやっぱりお話しする機会というのはふれあいトークで十分できますので、これは私もこれから広報なんかを使いながら、今御提言あったとおり、各分野にわたりながら職員がそこに行ってお話をするということも進めていきたい、こう考えている次第であります。

それと、ピンチをチャンスに変えるということで、非常に今経済が低迷してございます。例えば北海道の開発予算なんかについて言っても、当時のピーク時から見るともう50%以下という状況であります。しかしこの地域は、今高規格道路の多寄までの延線の問題、整備の問題、あるいは上士別における国営農地再編整備事業の問題等といけば、相当な事業量が実はこの地域にございます。今回も政府は予備費で上士別の国営農地再編整備事業に22億円を配分していただきました。平成24年度の当初予算が13億円でありますから、それと比較をしても大量の金額がついたわけであって、これも雪解け早々、来年度に持ち越した事業になっていくと思うわ

けであって、私もこの国営事業なんかについても、道路もそうでありますし、上土別もそうでもあります。実際に行ってみても、まずはチャレンジをして、地元の企業がその仕事にチャレンジをするというのは当然であります。しかしながら、下請だとかそういう仕事の中でも相当の地元企業が携わっているという現実を見てきていますから、そういった意味では、この地域は経済状況が厳しいといってもそういうチャンスもあるわけであって、そういったものもしっかりとらえながら、長期的に立って地域の皆様方と一緒に雇用の拡大も含めて頑張っていきたい、そう考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（丹 正臣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 以上で終わります。

委員長（丹 正臣君） 委員の皆さんにお諮りをいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（丹 正臣君） それでは、御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前11時から議場において委員会を開きますので、御参集お願ひいたします。どうも御苦労さまでした。

（午後 4時01分散会）